

第3次枚方市環境基本計画

（案）

令和2（2020）年 月

枚方市

はじめに（市長挨拶）

目 次

第1章	環境基本計画の基本的事項	1
1.1.	計画策定の趣旨	1
1.2.	計画とSDGsとの関わり	2
1.3.	計画の位置づけ	4
1.4.	計画の対象範囲	5
1.5.	計画の期間	5
1.6.	計画の構成	6
第2章	計画の目標	7
2.1.	計画のテーマ	7
2.2.	わたしたちがめざす将来の環境のすがた	8
2.3.	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロについて	10
2.4.	第3次環境基本計画の基本目標と環境施策の体系、SDGsとの関係	13
第3章	目標達成に向けた環境施策の展開	16
3.1.	すべての主体が環境保全活動に取り組む【環境保全活動・パートナーシップ】	16
3.1.1.	環境指標	16
3.1.2.	環境施策の方向性と具体的な取り組み	17
3.1.3.	市民・市民団体、事業者の取り組み	17
3.2.	脱炭素化を推進するまちをめざす【地球環境】	18
3.2.1.	環境指標	18
3.2.2.	環境施策の方向性と具体的な取り組み	19
3.2.3.	市民・市民団体、事業者の取り組み	19
3.3.	自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす【自然環境】	20
3.3.1.	環境指標	20
3.3.2.	環境施策の方向性と具体的な取り組み	21
3.3.3.	市民・市民団体、事業者の取り組み	21
3.4.	環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす【資源循環】	22
3.4.1.	環境指標	22
3.4.2.	環境施策の方向性と具体的な取り組み	23
3.4.3.	市民・市民団体、事業者の取り組み	23
3.5.	健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす	
	【都市環境・生活環境】	24
3.5.1.	環境指標	24
3.5.2.	環境施策の方向性と具体的な取り組み	25
3.5.3.	市民・市民団体、事業者の取り組み	25
第4章	枚方市環境教育行動計画	27

4.1.	枚方市環境教育行動計画の基本的事項	27
4.2.	枚方市環境教育行動計画の取り組みの方向性	29
第5章	枚方市生物多様性地域戦略	30
5.1.	枚方市生物多様性地域戦略の基本的事項	30
5.2.	枚方市の生物多様性に関する現況と課題	32
5.3.	枚方市生物多様性地域戦略の取り組みの方向性	36
第6章	計画の推進と進行管理	37
6.1.	計画の推進体制	37
6.2.	計画の進行管理	38
第7章	資料編	39
7.1.	これまでの審議経過	39
7.2.	枚方市環境審議会委員名簿	40
7.3.	枚方市環境審議会 環境基本計画策定部会委員名簿	41
7.4.	前計画の各環境分野におけるこれまでの取り組み	42
7.5.	第2次枚方市環境基本計画策定以降の社会状況の変化と新たな課題	55
7.6.	関連計画の動向	59
7.7.	枚方市の地域特性	62
7.8.	市民・事業者アンケート及び市内高校生ワークショップ結果について	65

第1章 環境基本計画の基本的事項

1.1. 計画策定の趣旨

本市では、「枚方市環境基本条例」に基づき、平成13（2001）年2月に「枚方市環境基本計画」、平成23（2011）年3月に、令和2（2020）年度までを計画期間とする「第2次枚方市環境基本計画」（以下、「前計画」といいます。）を策定し、市民・市民団体、事業者とともに様々な環境保全の取り組みを推進してきました。

前計画の策定以降、国際的な動向として、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の採択、国内においては、第5次環境基本計画や生物多様性国家戦略の策定、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律が施行されるなど、環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、本市においては、これまでの環境保全の取り組みを踏まえ、「第5次枚方市総合計画」や分野別行政計画である「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定版」、「枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「枚方しみどりの基本計画」などの関連計画を策定し、取り組みを進めています。

こうした国内外の動向や関連計画との整合、前計画の進捗状況、課題等を踏まえ、新たに「生物多様性地域戦略」、「環境教育行動計画」を盛り込み、今後実施していくべき環境施策の基本的な方向性を定めるため、第3次枚方市環境基本計画を策定しました。

1.2. 計画とSDGsとの関わり

SDGsには、エネルギー利用や気候変動対策など、環境と密接に関係するゴールが数多く設定されています。また、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すためには、市民・市民団体、事業者、市が連携・協力し、SDGsの趣旨を十分に理解したうえで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

このため、本計画の推進にあたっては、SDGsの考え方と計画の目標との関係を明確にし、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に対して、統合的に取り組むこととします。

SDGs（エスディージーズ）とは…

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、地球上の誰一人として取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年までに国際社会がめざすべき目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

国においては、平成28（2016）年5月に内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が設置され、同年12月に「SDGs実施指針」が決定されるなど、具体的な取り組みが進められています。SDGsは、国際レベル、国レベル、自治体レベル、民間レベルなど、あらゆるレベルでの取り組みが重要とされています。

また、持続可能な開発のキーワードとして、人間（People）、地球（Planet）、繁栄（Prosperity）、平和（Peace）、連携（Partnership）の5つのPを掲げています。



17のゴール



5つのP

出典：国際連合広報センター

SDGsの17のゴール



目標1【貧困】

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

End poverty in all its forms everywhere



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages



目標4【教育】

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

Achieve gender equality and empower all women and girls



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

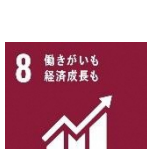
Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation



目標10【不平等】

各国内及び各国間の不平等を是正する

Reduce inequality within and among countries



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な生産消費形態を確保する

Ensure sustainable consumption and production patterns



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

Take urgent action to combat climate change and its impacts



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development

1.3. 計画の位置づけ

本計画は、枚方市環境基本条例第9条第1項に基づく、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、第5次枚方市総合計画と整合を図りながら推進していく分野別行政計画で、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

また、分野別行政計画である枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や、枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、枚方市みどりの基本計画などと整合を図っていくものです。

さらに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育行動計画や「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略を包含し、具体的な取り組みを推進するものです。

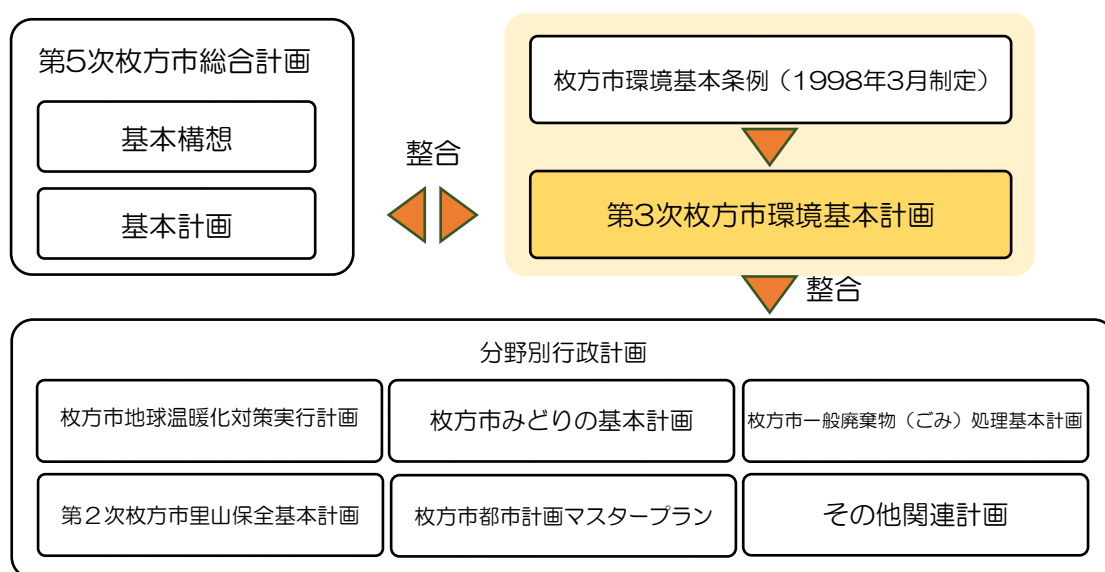


図1.1 環境基本計画の位置づけ

1.4. 計画の対象範囲

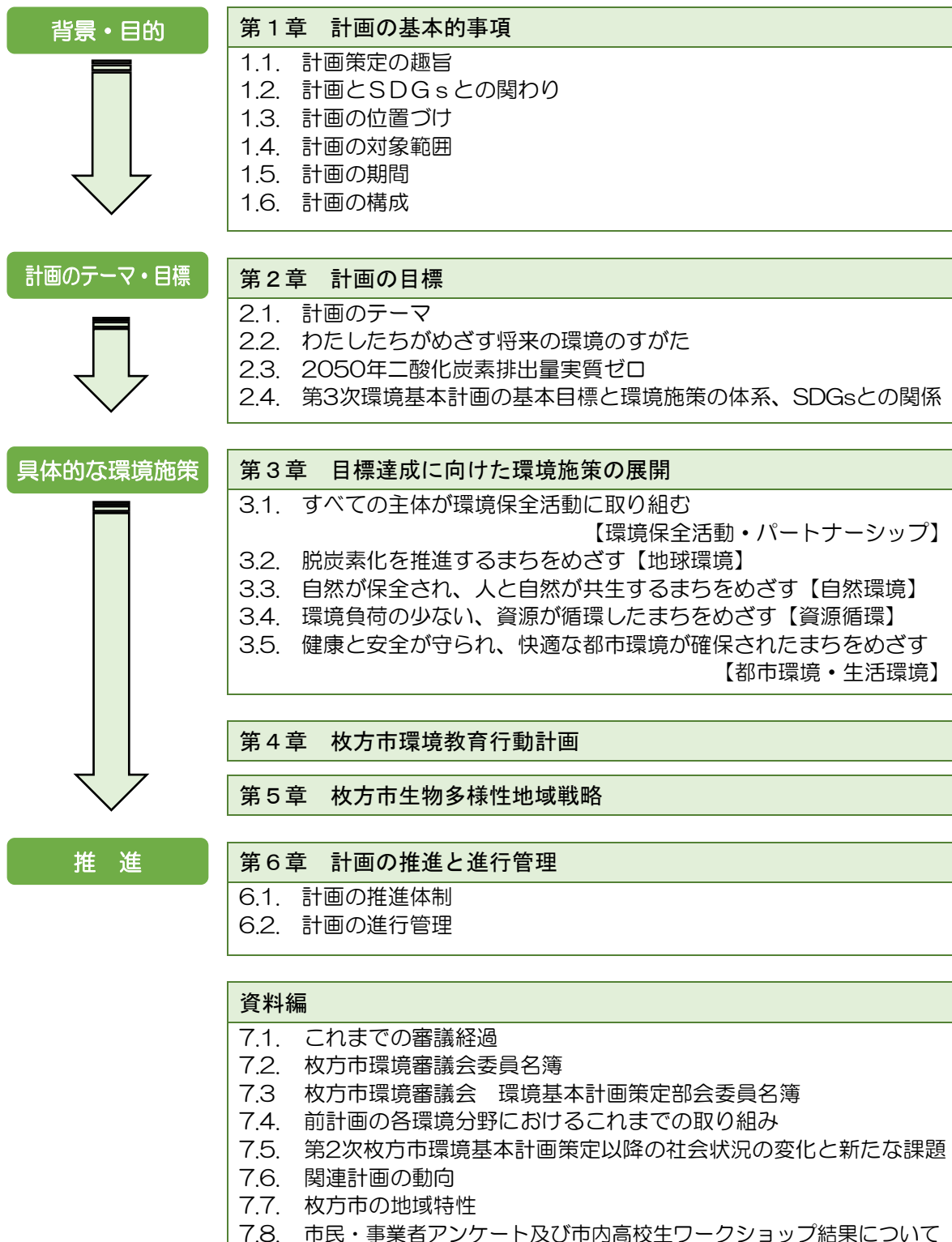
本計画では、地球温暖化などの地球規模の環境問題から身近な環境問題まで対応するため、「地球環境」、「自然環境」、「資源循環」、「都市環境・生活環境」を対象とし、様々な環境問題に取り組んでいくものとします。また、対象とする地域は枚方市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国、府、他市町村などと連携・協力しながら課題の解決に取り組んでいくものとします。

1.5. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、本市を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、概ね、5年後に中間見直しを検討します。

1.6. 計画の構成

計画の構成を次に示します。



第2章 計画の目標

2.1. 計画のテーマ

枚方市環境基本条例等を踏まえ、本計画のテーマを以下のように設定します。

地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境

～住み続けたいまち 枚方～

私たちの暮らしは、食糧、エネルギー、資源などのすべてにおいて、豊かな環境の恵みによって成り立っています。しかしながら、近代社会が今のように発展する過程において、環境へ与えてきた大小さまざまな負荷の影響は、生態系の変化や、地球規模での気候変動などの形で顕在化しつつあります。健康で文化的な生活を支える豊かな環境の恵みを将来にわたって享受するには、今の時代を担う私たちが、環境への負荷を減らし、地域環境や地球環境を保全しながら、持続可能な社会を実現していかななくてはなりません。

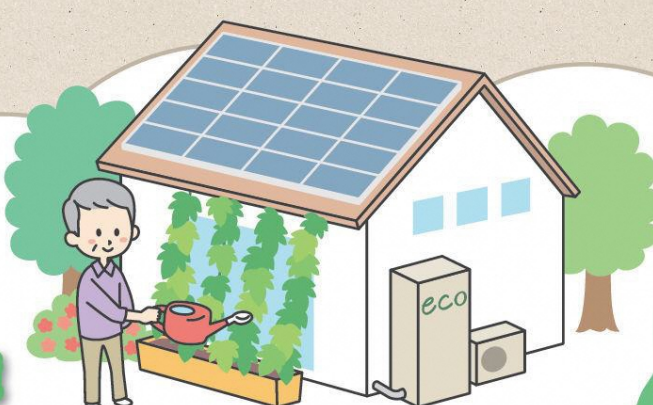
本市は、淀川やその支流からなる豊かな水の恵み、東部地域に広がる里山や身近に触れあえるみどりなど、豊かな自然環境を有するとともに、古くから人々の暮らしが営まれ、大阪・京都の交通の利便性の高さから、歴史や文化を継承する住宅都市として発展してきました。こうした自然環境と都市環境の調和からなるまちの特徴は本市の魅力であり、将来の環境に対する市民アンケートや高校生ワークショップにおいても、自然環境と都市環境の保全などのバランスを重視する意見が多く見られました。

本市が魅力的で活気あるまちとして発展を続け、限りある資源を将来に引き継いでいくためには、自ら考え、行動することが求められます。このような背景を踏まえ、市民・市民団体、事業者、市がそれぞれの役割のもと、連携・協力して取り組み、豊かな環境を後世に伝えていけるよう、本計画のテーマとして「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境 ～住み続けたいまち 枚方～」を設定しました。

2.2. わたしたちがめざす将来の環境のすがた

本計画の取り組みを推進した10年後の環境のすがたを以下のとおり示します。


地球環境

- 
- 再生可能エネルギーの利用が拡大しています。
 - 環境にやさしい自動車や製品を使っています。
 - 家庭やまちなかで夏の暑さをやわらげる工夫が広がっています。

地域から
みんなで
豊かな

～住み続けた

資源循環

- 
- 使い捨てプラスチックや食品ロスなどの発生が少ないライフスタイルが定着しています。
 - ごみをきちんと分別し、資源としてリサイクルしています。
 - 事業者もごみの減量に向けた事業活動を実践しています。



環境保全活動・
パートナーシップ

地球へ、
つなぐ、
環境

.....
いまち 枚方~



自然環境

- 川や森の豊かな生態系が保たれています。
- まちなかの緑が整っています。
- たくさんの方が自然の中で遊び、自然と触れ合っています。



- 子どもも、大人も、環境について学び、環境に配慮した暮らしを実践しています。
- 事業者も、環境に配慮した事業活動を実践しています。
- たくさんの方が環境に関する市民活動に参加しています。



都市環境・生活環境

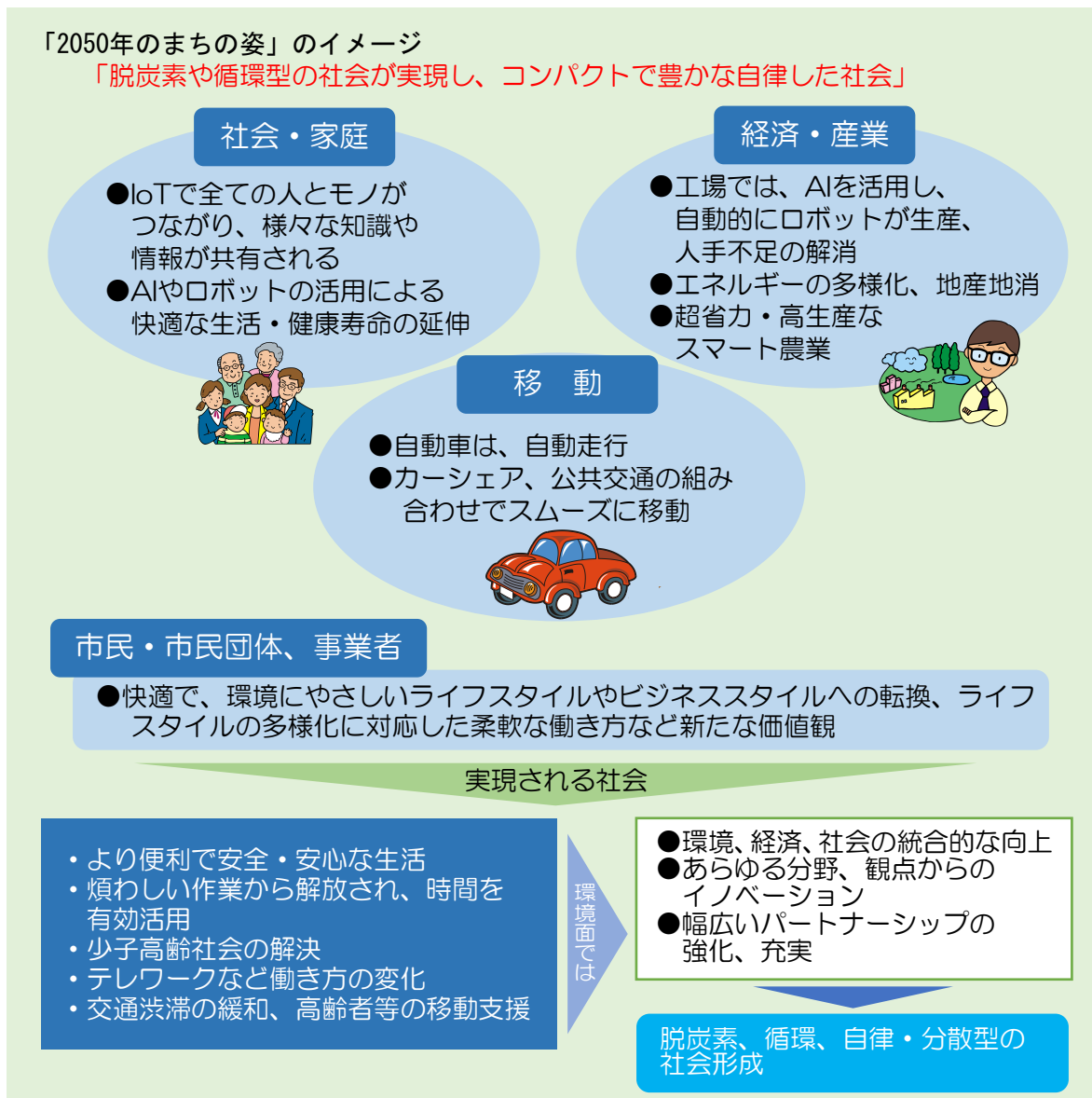
- 公害のない快適な住環境が保たれています。
- 清潔で美しい街並みが保たれています。
- 人と環境にやさしい公共交通が整っています。

2.3. 2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑による被害や豪雨による災害が発生するなど、気候変動の影響が現れ始めています。今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクはさらに高まることが予測されています。

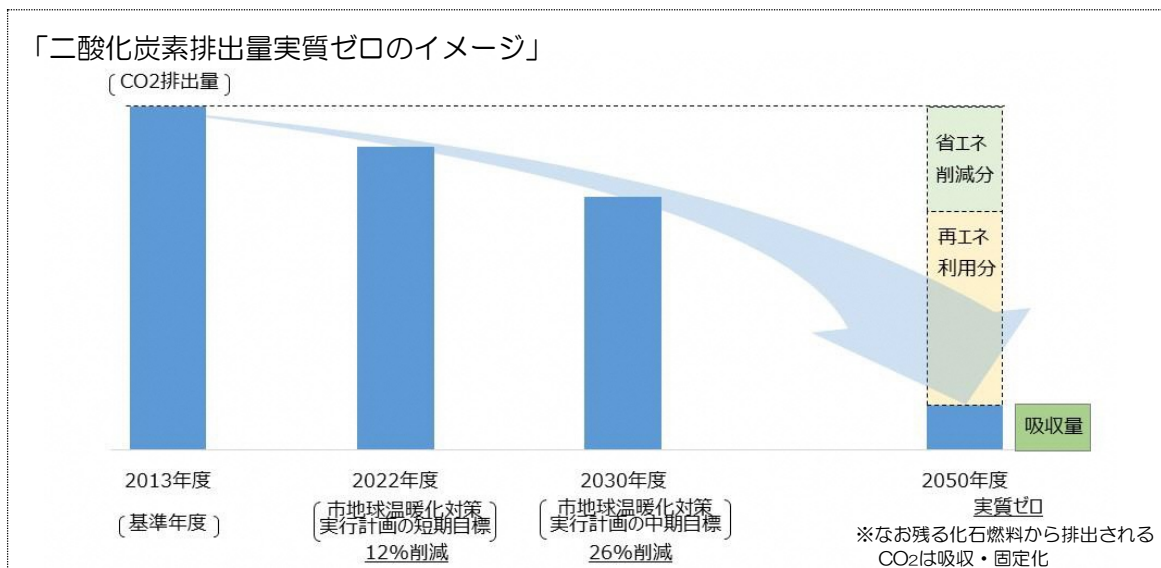
また、平成30（2018）年10月に取りまとめられた国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、こうしたリスクを低減するためには、温暖化を1.5℃に止めることが、より効果的であり、その実現に向けては、「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されています。こうした社会的要請を受け、本市では、令和2（2020）年2月8日に「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

本計画の計画期間は令和12（2030）年度までですが、実質ゼロの実現に向けては、令和32（2050）年を見据え、本計画の基本目標の実現をめざすことが重要で、さらには、社会のあらゆる側面、「社会・家庭」、「経済・産業」、「移動」などの様々な分野で、かつてない変革が必要であり、宣言に基づき、国・府と連携し、市民・市民団体・事業者と市が一丸となって、取り組みを推進します。



2050年までに、二酸化炭素排出量を実質ゼロとするため、大幅な二酸化炭素削減に向けたイノベーション（技術革新）を活用して、国、大阪府、市がそれぞれの役割分担を踏まえた上で、密接に連携し、電力などのエネルギー利用を進め、再生可能エネルギー100%利用を目指すとともに、市民・市民団体、事業者、市が自主的・積極的に取り組みを推進し、最大限の省エネ化を推進します。

また、こうした取り組みを行った上で、なお残る化石燃料から排出される二酸化炭素については、森林吸収やカーボンリサイクル技術などにより、吸収・固定化を行うことで、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。



2050年の環境の姿

★省エネルギー★

- 新築住宅はすべてZEH化、既存住宅は100%省エネ基準達成
- 家電製品等の大幅な省エネ化
- 家庭用燃料電池・蓄電池の普及
- 業務用建築物はすべてZEB化
- テレワークの拡大によるオフィスの大幅な減少
- 工場等では、設備、機器の更新等による大幅な省エネ化
- 渋滞が解消され、自動車は、ほとんどが電気自動車や燃料電池自動車へ
- プラスチックは全て生物由来の原料となり、CO2排出量実質ゼロ
- フロン排出量ゼロ

★再生可能エネルギー★

- すべての電力は、化石燃料から脱却し、水力を含む再生可能エネルギー由来となり、CO2排出量実質ゼロ

★CO2の吸収・固定化★

- 森林吸収
- カーボンリサイクル（CO2再利用）や固定化
- 「カーボンオフセット」などの国内排出量取引制度の活用

<取り組みの方向性>

- 最大限の省エネ化
- 再生可能エネルギー100%利用
- 最小限の化石燃料から排出されるCO2は吸収・固定

※国・大阪府・市がそれぞれの役割分担を踏まえた上で、密接に連携して、取り組みを推進

地方自治体における2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの表明

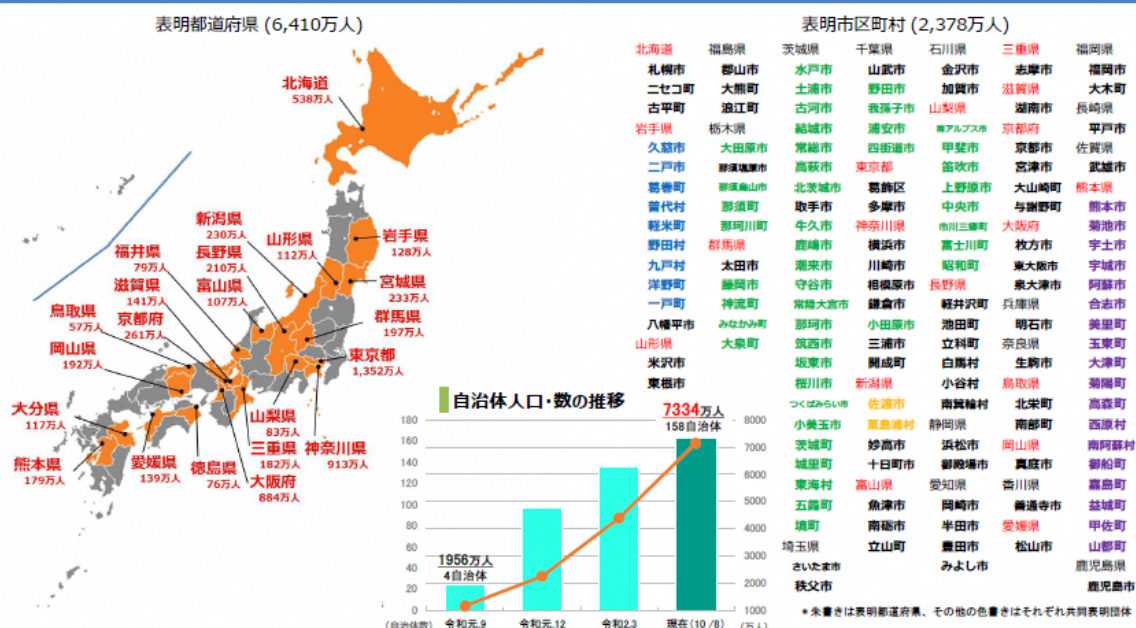
令和元（2019）年12月のCOP25（気候変動枠組条約第25回締約国会議）の開催前から、令和32（2050）年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明する自治体が増え始めています。

これは、平成30（2018）年10月に取りまとめられた国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書において、こうしたリスクを低減するためには、温暖化を1.5℃に止めることが、より効果的であり、その実現に向けては、「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されていることを踏まえ、小泉環境大臣が国内の自治体に2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする表明の呼びかけを行ったことが、きっかけとなっています。

令和2（2020）年10月現在において、158の自治体が「2050年までに二酸化炭素排出ゼロ」を表明しており、環境省では更なる拡大を目指しています。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

- 東京都・京都市・横浜市を始めとする158の自治体（22都道府県、86市、1特別区、39町、10村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。
- 表明した自治体を合計すると人口は約7,334万人（※）、GDPは約343兆円となり、我が国の総人口の半数を超え、更なる拡大を目指します。※各地方公共団体の人口合計では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。（2020年10月8日時点）



(環境省HPより)

2.4. 第3次環境基本計画の基本目標と環境施策の体系、SDGsとの関係

枚方市環境基本条例では、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら考え行動し、豊かな環境を守り、創り出すまちを目指しており、こうした考え方は環境に関するすべての分野に共通する考え方です。そのため本計画では、分野横断的な基本目標として「環境保全活動・パートナーシップ」を設定します。

また、その他の基本目標については、本計画の対象の範囲を踏まえ、「地球環境」、「自然環境」、「資源循環」、「都市環境・生活環境」の各分野で設定します。

本計画の推進にあたっては、計画の基本目標とSDGsの関係を明確にした上で、「経済・社会・環境」の三側面が相互に関連し、私たちの一つ一つの行動が様々なSDGsの同時達成につながることを意識して環境保全の取り組みを進めることが重要であることから、環境施策の体系とSDGsの関係を併せて示します。

以下に、「第3次枚方市環境基本計画の施策体系図」と「計画の基本目標とSDGsとの関係」を示



します。



第3章 目標達成に向けた環境施策の展開

3.1. すべての主体が環境保全活動に取り組む【環境保全活動・パートナーシップ】

分野と分野別の基本目標	環境施策の分野
①環境保全活動・パートナーシップ すべての主体が環境保全活動に取り組む  	市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進 ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進 環境コミュニケーションの推進

環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、市民1人ひとりが高い環境意識を持ち、すべての主体が主体的に環境保全活動を推進するまちを目指します。

また、すべての基本目標を実現するためには、市民・市民団体、事業者、市のすべての主体が連携・協力していくことが不可欠であり、すべての分野に共通する基本目標として位置付けます。

3.1.1. 環境指標

指 標	基準年度実績 (2018年度)	目標 (2030年度)
【毎年度状況を把握する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数	238団体	248団体
【毎年度状況を把握する指標】 環境教育・学習等に参加した人のうち、環境保全意識が高まったと感じた人の割合	84.7%	90%

3.1.2. 環境施策の方向性と具体的な取り組み

環境施策の分野	環境施策の方向性	主な事業
市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進	○「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」などと連携し、パートナーシップによる環境保全活動やグリーン購入を推進します。	・環境保全啓発補助事業など
	○「枚方市地球温暖化対策協議会」などと連携し、市内事業者の環境保全活動を推進します。	・枚方市地球温暖化対策協議会事業など
	○誰もが参加しやすい環境保全活動の場や機会を確保します。	・エコライフ推進事業など
ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進	○学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）を活用するなど、学校における環境教育・環境学習の充実を図ります。	・学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）事業など
	○保育所（園）、幼稚園における体験型の環境出前学習を実施するなど、幼児期における環境教育・環境学習の充実を図ります。	・保育所等への出前学習など
	○環境情報コーナーを活用し、地域や家庭における環境学習の充実を図ります。	・市民向け環境講座の実施など
	○ESDの考え方を盛り込み、ICTを活用した環境教育・環境学習のプログラムや教材、環境副読本や教員向けハンドブックを作成し、活用を図るとともに、環境保全活動に携わる人材の育成に取り組めます。	・環境副読本の作成・配布など
環境コミュニケーションの推進	○広報誌やホームページをはじめとした様々な媒体を活用し、幅広く環境情報を提供します。	・環境情報提供事業など
	○環境負荷や環境保全活動等の情報について、各主体間で情報共有・情報交換するなど、双方向でのコミュニケーションを図ります。	・環境情報コーナー活用事業など

3.1.3. 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 環境問題に関心を持ち、環境問題が市民1人ひとりの問題であることを自覚し、主体的に環境にやさしい行動を実践します。
- 環境イベント、環境学習講座、観察会、地域の環境保全活動などに積極的に参加します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、取り組みの輪をさらに広がっていきます。

【事業者】

- 従業員を対象とした環境研修を実施するとともに、施設見学など環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 市民や行政が実施する環境イベント、地域の環境保全活動などに積極的に参加するとともに、自らの事業活動を通して環境負荷の低減を図ります。

3.2. 脱炭素化を推進するまちをめざす【地球環境】

分野と分野別の基本目標	環境施策の分野
<p>②地球環境 脱炭素化を推進するまちをめざす</p>	<p>省エネルギー・省CO₂活動の促進</p> <p>再生可能エネルギーの普及促進</p> <p>気候変動の影響に対する適応策の推進</p>

2050年におけるCO₂排出量実質ゼロに向けて、省エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用など、地球温暖化対策に取り組み、脱炭素化を推進するまちを目指します。

3.2.1. 環境指標

指 標	基準年度実績 (2018年度)	目標 (2030年度)
【5年ごとに状況を把握する指標】 市域から排出される温室効果ガス排出量	2,733,441 t-CO ₂ (基準年度：2013年度)	2,022,746 t-CO ₂ (26%以上削減)
【毎年度状況を把握する指標】 市内の1世帯あたりの年間のエネルギー消費量 (電気・ガス)	67,085 J (基準年度：2017年度)	56,215 J (16%以上削減)

3.2.2. 環境施策の方向性と具体的な取り組み

環境施策の分野	環境施策の方向性	主な事業
省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	○環境に配慮した省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進するため、市が率先して地球温暖化対策に取り組むとともに、市民・市民団体、事業者への普及啓発を行います。	・クールチョイス普及啓発事業など
	○断熱性能等に優れた省エネルギー・省CO ₂ 型の住宅や高効率設備・機器の導入を促進します。	・建築物省エネ法の運用など
	○地球温暖化対策協議会の活動を通して、事業者による省エネルギー・省CO ₂ 活動を促進します。	・枚方市地球温暖化対策協議会事業など
再生可能エネルギーの普及促進	○再生可能エネルギーへの転換を進めるため、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。	・再生可能エネルギー導入等推進事業（普及促進）など
	○公共施設への太陽光発電システムの率先的な導入を図るため、新設する公共施設には、原則として太陽光発電システムを導入するとともに、他の再生可能エネルギーの導入も検討します。	・再生可能エネルギー導入等推進事業（公共施設）など
	○ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進を図ります。	・省エネ建築物普及促進事業など
気候変動の影響に対する適応策の推進	○気候変動やその影響についての認識や理解の向上に向けて取り組みます。	・暑気対策事業など
	○気候変動の影響に対する適応策として、ミスト発生器などを活用したヒートアイランド対策や熱中症予防対策を実施するとともに、地域と連携し、災害対策を推進します。	・ヒートアイランド適応策推進事業など

3.2.3. 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 地球温暖化問題が市民1人ひとりの問題であることを自覚し、身近なところから創意工夫のある取り組みを行います。
- 地球温暖化に関する情報を積極的に収集し、地域における活動に参加するとともに、市が実施する環境施策に協力します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、地球温暖化対策の輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 事業活動から発生する温室効果ガスの排出抑制対策に取り組みます。
- 省エネルギー・省CO₂につながる製品やサービスの提供などを行い、地球温暖化対策を推進します。
- 事業活動や提供する製品・サービスによる温室効果ガス削減に関する情報を積極的に発信し、社会全体の環境意識の向上に寄与するとともに、枚方市地球温暖化対策協議会や市が実施する環境施策、地域における活動に協力します。

3.3. 自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす【自然環境】

分野と分野別の基本目標	環境施策の分野
<p>③自然環境 自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす</p>  <p>15 陸の豊かさを 守ろう 同時達成 2 気候変動 に 対応 6 安全な水と 衛生を 確保</p>	<p>生態系の保全</p> <p>緑の保全と創出</p> <p>自然とのふれあいの場の確保</p>

東部地域や淀川の豊かな自然を保全するとともに、多様な生態系が守られ、人と自然が共生するまちを目指します。

3.3.1. 環境指標

指 標	基準年度実績 (2018年度)	目標 (2030年度)
【4年ごとに状況を把握する指標】 市全域における緑被面積の割合	38.5% (2015年度)	38.5%
【10年ごとに状況を把握する指標】 自然環境調査で確認された在来種の種数	1,304種	1,304種 (2024年度)

3.3.2. 環境施策の方向性と具体的な取り組み

環境施策の分野	環境施策の方向性	主な事業
生態系の保全	○概ね5年ごとに自然環境や生物に関する調査を実施し、市域の自然環境の状況を把握するとともに、生物多様性の重要性について普及啓発を行います。	・自然環境調査事業など
	○生物多様性の保全や在来種の保護のため、特定外来生物など生態系への脅威となっている要因の軽減を図ります。	・特定外来生物の防除など
	○東部地域の里山や淀川の自然環境の保全を図ります。	・里山保全推進事業など
	○里山保全活動団体の育成・支援を行います。	・森林ボランティア育成事業など
緑の保全と創出	○緑に親しめる公園の整備とともに、公共施設や道路の緑化を進めるなど、まちなか緑化を推進します。	・公園整備事業など
	○東部地域の里山と淀川をつなぐ、まちなかの緑を活用したエコロジカルネットワークを形成します。これによって、生物の生育・生息環境を確保します。	・緑化推進事業など
	○市民の自主的な緑化活動を支援します。	・緑化活動団体支援事業など
	○農地の保全や地産地消の取り組みを推進します。	・地産地消推進事業など
自然とのふれあいの場の確保	○市民団体等と連携による自然観察会の開催など、自然とふれあえる機会や場を創出します。	・自然保護啓発事業など

3.3.3. 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 身近な自然環境に関心を持ち、生物多様性への理解を深めるとともに、地域の自然環境保全に関する活動に参加します。
- 自然観察会や自然環境調査など、市が実施する環境施策に参加・協力します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、自然環境保全の輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 屋上緑化や壁面緑化など、敷地内の緑化を進めます。
- 里山保全活動や自然環境調査など、市が実施する環境施策に参加・協力します。

3.4. 環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす【資源循環】

分野と分野別の基本目標	環境施策の分野
<p>④資源循環 環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす</p> 	<p>廃棄物の発生抑制</p> <p>リサイクルの促進</p> <p>廃棄物の適正処理の推進</p>

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、ごみの発生抑制や資源の有効利用の推進など、環境負荷の少ない、資源が循環したまちを目指します。

3.4.1. 環境指標

指 標	基準年度実績 (2018年度)	目標 (2030年度)
【毎年度状況を把握する指標】 市民1人あたりの1日のごみの排出量	826g	820g (2025年度)
【毎年度状況を把握する指標】 ごみの焼却量	96,041t	88,844t (2025年度)

3.4.2. 環境施策の方向性と具体的な取り組み

環境施策の分野	環境施策の方向性	主な事業
廃棄物の発生抑制	○市民・市民団体、事業者、市との連携・協力により、使い捨てプラスチックの使用抑制や食品ロスの削減に向けた取り組みなど、4Rの中でも優先順位の高いリフューズ、リデュース、リユースの普及促進を図ります。	・4R啓発事業など
	○講演会や見学会などを開催することにより、市民のごみに対する意識向上を図ります。	・清掃工場等見学事業など
リサイクルの促進	○廃棄物の発生抑制を最優先で行い、ペットボトル・プラスチック製容器包装や古紙の分別の徹底など、リサイクルを推進します。	・ごみ資源化事業など
廃棄物の適正処理の推進	○可燃ごみ広域処理施設の整備や災害廃棄物の対策など、安全で安定的なごみの収集・処理体制を構築します。	・新ごみ処理施設整備事業など
	○事業系ごみについて、廃棄物処理業者と連携を図り、排出事業者への啓発・指導を行うなど、分別排出の徹底を進めます。	・事業系ごみ減量指導事業など

3.4.3. 市民・市民団体、事業者の取り組み


【市民・市民団体】

- ごみは正しく分別するとともに、環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用します。
- 食べ残しをなくすなど、食品ロスの削減に努めます。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、ごみ減量やリサイクル、食品ロス削減などの輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 廃棄物は自らの責任で適正に処理するとともに、できる限り、排出抑制や循環的利用に努めます。
- ごみ減量やリサイクルに関する市が実施する環境施策に参加・協力します。

3.5. 健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす 【都市環境・生活環境】

分野と分野別の基本目標	環境施策の分野
<p>⑤都市環境・生活環境 健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす</p> 	<p>人と環境にやさしいまちづくりの推進</p> <p>美しいまちなみの確保</p> <p>良好な生活環境の確保</p>

澄んだ空気、清らかな水、静けさ、美しいまちなみなどが確保され、人と環境にやさしい都市基盤や交通体系などが整備された、健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちを目指します。

3.5.1. 環境指標

指 標	基準年度実績 (2018年度)	目標 (2030年度)
【5年ごとに状況を把握する指標】 市域の空き家率	12.4%	12.4%
【毎年度状況を把握する指標】 環境基準の達成率	95.5%	100%

3.5.2. 環境施策の方向性と具体的な取り組み

環境施策の分野	環境施策の方向性	主な事業
人と環境にやさしいまちづくりの推進	○建築協定や地区計画制度の推進、枚方市環境影響評価条例の適正な運用を図ること等により、環境に配慮した開発への誘導を推進します。	・環境影響評価制度の運用など
	○公共空間のバリアフリー化を推進させるとともに、自家用車に頼りすぎず、公共交通をはじめ多様な交通手段の利活用を図りながら、道路交通の円滑化や利便性・快適性の高い道路網の構築を図り、人と環境にやさしい交通まちづくりを推進します。	・公共交通利用促進（モビリティ・マネジメント）事業など
	○安全で快適な歩行空間や自転車通行空間を整備し、自家用車からの利用転換や、歩くことや自転車に乗ること自体も目的として楽しめる健康と環境に配慮したまちづくりを推進します。	・枚方市自転車活用推進計画推進事業など
美しいまちなみの確保	○空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理や利活用を促すことで、まちの安全・安心を確保するとともに、美しいまちなみを確保します。	・空き家・空き地対策推進事業など
	○市民・市民団体、事業者、市が連携し、空き缶やたばこなどのポイ捨て等の防止やまちの美化などを推進することにより、清潔で美しいまちづくりを推進します。	・アダプトプログラム事業など
	○「ブラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、市民・市民団体、事業者、市との連携により、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。	・ブラごみ削減・ポイ捨て防止推進事業など
	○地域と連携し、歴史的なまちなみや地域特性を生かしたまちなみの形成に努めます。	・良好なまちなみ形成事業など
良好な生活環境の確保	○公害の発生防止に向けた取り組みなどにより、健康で安全に生活できる環境を確保します。	・事業者への公害防止の指導など
	○水環境の保全を図るとともに、水資源の有効活用を推進します。	・公共下水道（汚水）整備事業など

3.5.3. 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 生活騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけるとともに、地域のまち美化活動に積極的に参加します。
- 自家用車に頼りすぎず、公共交通や徒歩、自転車等の多様な交通手段の利用を図ります。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、まち美化などの輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁などの公害防止に努めます。
- 地域の清掃活動やまち美化に関する市が実施する環境施策に参加・協力します。

ひらかたプラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言

近年、私たちの生活に広く普及し、欠かせないものとなっているプラスチック製品が不要にポイ捨てされるなど適正に処理されず処理されず、河川などを通じて海へ流れ込み、長年にわたって環境中にとどまり続けることで、海洋汚染を引き起こし、生態系や人への影響が懸念されています。



大阪湾のプラスチックごみの様子
(提供：大阪府)



マイクロプラスチック
(提供：海上保安庁)

海洋プラスチック問題は、決して枚方市においても無関係な問題ではなく、その解決・改善のためには、ポイ捨てをしない・させない環境づくりや使い捨てプラスチックの使用を削減することが不可欠です。

こうしたことから、枚方市では、市民・市民団体・事業者・行政が連携・協力し、プラスチックごみ等ポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを推進するため、プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言を令和元年6月1日に行いました。

SDGsのゴール14に「海の豊かさを守ろう」が設定され、国や大阪府・大阪市などをはじめ、様々な団体において、プラスチックごみの削減に向けた取り組みが進められていることから、枚方市としても市民等と連携したさらなる取り組みの充実を図ります。


ひらかた
プラごみダイエット
～ポイ捨てゼロ宣言

枚方市では、「環境を思いやるまち枚方」を実現するため、市民・市民団体・事業者・行政が連携・協力して、環境保全活動に取り組んでいます。
近年、私たちの生活に広く普及し、欠かせないものとなっているプラスチック製品が不要にポイ捨てされるなど適正に処理されず、河川などを通じて海へ流れ込み、長年にわたって環境中にとどまり続けることで、海洋汚染を引き起こし、生態系や人への影響が懸念されています。
海洋プラスチック問題は、決して枚方市においても無関係な問題ではなくその解決・改善のためには、ポイ捨てをしない・させない環境づくりや使い捨てプラスチックの使用を削減することが不可欠です。

こうしたことから、枚方市では、市民・市民団体・事業者・行政が連携・協力し、プラスチックごみ等ポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを推進して、プラごみダイエット～ポイ捨てゼロを宣言します。

枚方市では、プラスチックごみ削減のため、まずは次の事項に取り組みます。

- アダト・団体等と連携したポイ捨て防止の啓発とクリーンバーの拡充
- 市内の商店等と連携したレジ袋の削減

 令和元年6月1日
枚方市長 伏見 隆

第4章 枚方市環境教育行動計画

4.1. 枚方市環境教育行動計画の基本的事項

〔1〕 背景

わたしたちの日々のくらしや行動は、エネルギーや資源を利用することなどを通じて、地域の環境や地球規模の環境に負荷をかけることで成り立っています。現代社会は環境問題と常に密接に関わっており、SDGsにおいて、環境の保全は持続可能な開発全般に関わる重要な位置を占めています。

こうしたことから、わたしたちは、一人ひとりが地球市民として環境問題に取り組むことが求められており、持続可能な社会の担い手を創るための教育がますます重要となっています。

国においては、ESD（持続可能な開発のための教育）の中に環境教育を位置付けており、SDGsを実現するための「SDGsアクションプラン」の中で、「ESD・環境教育の推進」を具体的施策として掲げ、環境教育を推進しています。また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、多様な主体が相互に協力しながら環境保全活動や環境教育に取り組むことを求めています。

本市では従前から、環境基本計画の下で環境教育や環境保全活動の推進に取り組むとともに、平成18（2006）年に策定した「枚方市環境教育・環境学習推進指針」において、各主体の環境教育・環境学習の具体的な取り組み内容や市の重点的な取り組みの方向性を定めています。これらの取り組みを統合し、現在の情勢に整合した目標を立てて着実に推進していくため、新たに「枚方市環境教育行動計画」を策定することとします。

〔2〕 位置付け

「枚方市環境教育行動計画」は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく市の行動計画であり、市域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組みの推進に関する事項を定めるものです。

また、「枚方市環境教育行動計画」は、「第3次枚方市環境基本計画」のすべての分野に共通するものであるため、「第3次枚方市環境基本計画」と一体的に推進するものです。

〔3〕 対象地域

「第3次枚方市環境基本計画」と同様に、枚方市全域とします。

〔4〕 計画期間

「第3次枚方市環境基本計画」と同様に、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。また、概ね5年後に中間見直しを検討します。

〔5〕計画の目標

「枚方市環境教育行動計画」の基本目標は以下のとおりとします。

- すべての主体が環境について自ら考え行動するとともに、相互に連携して行動することをめざします。
- それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習を実施します。
- 環境教育を通じて、経済・社会・環境とのつながりや、現在と未来のつながりを理解することをめざします。

また、指標については、第3次枚方市環境基本計画の基本目標①「環境保全活動・パートナーシップ」と共通のものとしてします。

指 標
【毎年度状況を把握する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数
【毎年度状況を把握する指標】 環境教育・学習等に参加した人のうち、環境保全意識が高まったと感じた人の割合

〔6〕推進体制と進行管理

進行管理は、第3次枚方市環境基本計画の「推進体制と進行管理」の中で実施します。

なお、具体的な事業は、毎年度策定する環境基本計画の事業計画の中で示すこととします。また、事業計画は、計画期間を3年間とし、毎年度、計画を見直すこととします。



清掃工場見学



環境情報コーナー



環境副読本による環境教育

4.2. 枚方市環境教育行動計画の取り組みの方向性

基本目標	取り組みの方向性	環境基本計画の該当項目
すべての主体が環境について自ら考え行動するとともに、相互に連携して行動することを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ①環境保全活動の場や機会の提供 ②環境保全活動に取り組む市民・市民団体、事業者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境保全活動・パートナーシップ 「市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進」 ②地球環境 「省エネルギー・省CO2活動の促進」 「気候変動の影響に対する適応策の推進」 ③自然環境 「生態系の保全」 「緑の保全と創出」 「自然とのふれあいの場の確保」 ④資源循環 「廃棄物の発生抑制」 ⑤都市環境・生活環境 「美しいまちなみの確保」 「人と環境にやさしいまちづくりの推進」
それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習を実施します	<ul style="list-style-type: none"> ①幼児期における環境教育・環境学習 ②学校における環境教育・環境学習 ③地域や家庭における環境教育・環境学習 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境保全活動・パートナーシップ 「ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進」
環境教育を通じて、経済・社会・環境とのつながりや、現在と未来のつながりを理解することを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ①環境教育を担う人材の育成 ②ICTを活用した教材・プログラムの整備 ③環境コミュニケーションの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境保全活動・パートナーシップ 「ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進」



幼児向け環境学習



市保有の大型太陽光発電設備の社会見学

第5章 枚方市生物多様性地域戦略

5.1. 枚方市生物多様性地域戦略の基本的事項

〔1〕 背景

枚方市は、平地部を中心に都市化された街並みが広がっている一方、東部の丘陵地や農地、住宅地の中に残された林、西部の淀川やこれらを結ぶ河川等には、さまざまな個性を持った多くの動植物が相互につながり合いながら、人間の営みと隣合わせで生息・生育しています。地域の環境に適応して根付いたこれらの生態系は、枚方市の環境を特徴づけるものとして、あるいは地域のシンボルとして、市民に親しみと愛着をもたらす素晴らしい財産です。また、地球規模で見ると、食料や水、気候の安定など、人類の存続の基盤となる多くの恵みをもたらす生物多様性の一端を担うものとして、欠かすことのできない貴重な資源です。

いま、世界的に生物多様性が失われつつあると言われていています。身近な地域では、開発行為や、外来生物による生態系のかく乱、人の手が加えられなくなった里山の荒廃などにより、地域固有の生き物が危機にさらされています。国内外では、森林の消失や乱獲、気候変動に伴う生息環境の変化などにより、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。

このような生物多様性の損失を防ぎ、生物多様性によりもたらされる恵みを将来に引き継ぐため、国際社会が協調して取り組みを始めています。国は平成7（1995）年に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、改定を繰り返しながら生物多様性の保全を進めています。平成20（2008）年に制定された「生物多様性基本法」では、都道府県、市町村においても、地域性に応じた個別の「生物多様性地域戦略」を定めることが努力義務として定められていることから、本市としても生物多様性に関する施策を計画的に推進していくため、新たに「枚方市生物多様性地域戦略」を策定することとします。



淀川



東部の里山



市内に生息するカワセミ

〔2〕 位置付け

「枚方市生物多様性地域戦略」は「生物多様性基本法」第13条に基づく市の「生物多様性地域戦略」であり、国が定める「生物多様性国家戦略」を基本として、市域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する事項を定めるものです。

また、「枚方市生物多様性地域戦略」は、「第3次枚方市環境基本計画」のすべての分野に共通するものであるため、「第3次枚方市環境基本計画」と一体的に推進するものです。

〔3〕対象地域

「第3次枚方市環境基本計画」と同様に、枚方市全域とします。

〔4〕計画期間

「第3次枚方市環境基本計画」と同様に、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。

また、概ね5年後に中間見直しを検討します。

〔5〕計画の目標

「枚方市生物多様性地域戦略」の基本目標は以下のとおりとします。

- ・生物多様性の重要性を認識し、多様な主体が連携して行動することをめざします。
- ・緑の創出や里山・河川環境を保全し、生物多様性の確保をめざします。

また、指標については、第3次枚方市環境基本計画の基本目標③「自然環境」と共通のものとしてします。

指 標
【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合
【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された在来種の種数

〔6〕推進体制と進行管理

進行管理は、第3次環境基本計画の「推進体制と進行管理」の中で実施します。

なお、具体的な事業は、毎年度策定する環境基本計画の事業計画の中で示すこととします。また、事業計画は、計画期間を3年間とし、毎年度、計画を見直すこととします。

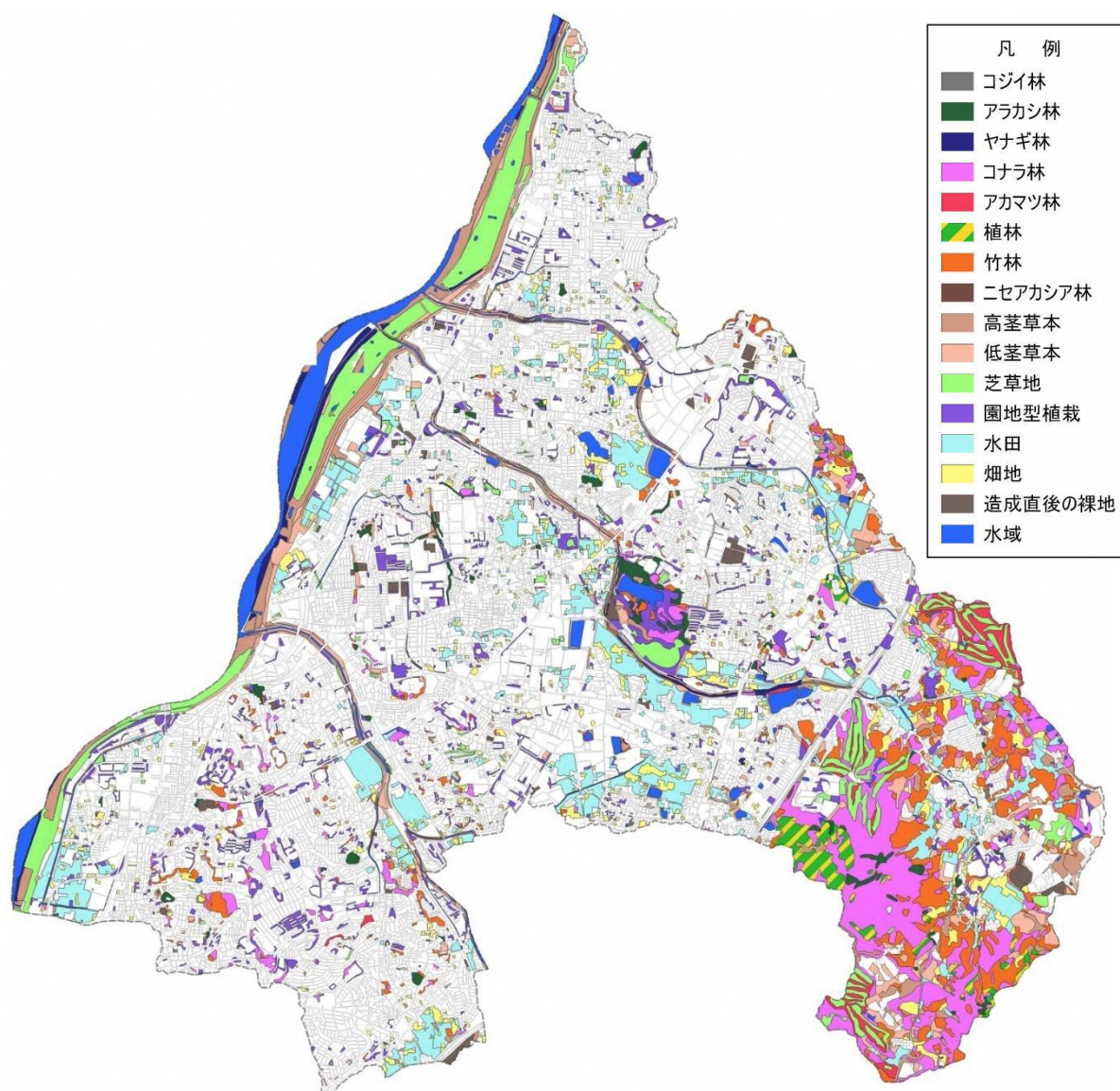
5.2. 枚方市の生物多様性に関する現況と課題

〔1〕枚方市の自然環境の現況

枚方市では、市内の自然環境の変遷を把握するため、昭和63年からおおむね5年ごとに「枚方ふるさといきもの調査」を行っています。

平成29（2017）年7月から実施した第6回「枚方ふるさといきもの調査」で得られた植生の分布状況を見ると、枚方市は、東部地域にまとまった樹林が残されているほか、中東部地域の山田池公園を中心とした樹林や、南部地域に点在する孤立林、淀川や穂谷川などによって河畔林が細く連なっているのが特徴です。

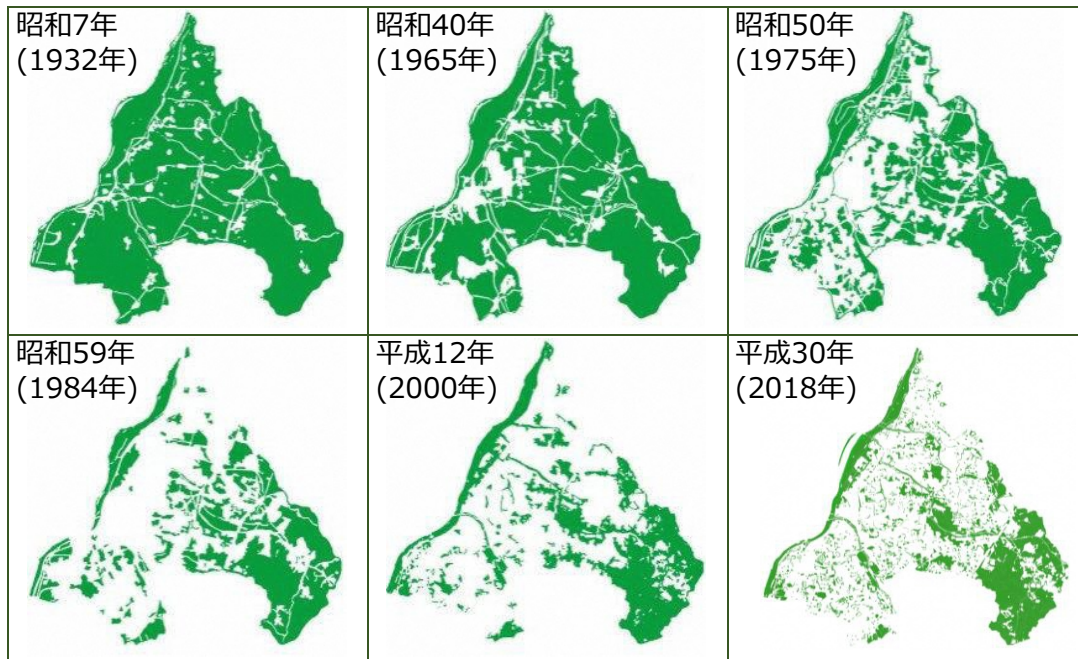
水田や畑地は、住宅等の開発により減少していますが、動物の生息地となるこれらの植生は市内各所に点在し、水路等でつながりあっています。



出典：第6回「枚方ふるさといきもの調査」

図 5.1 植生図

枚方市域の緑に覆われた部分は、昭和7（1932）年から平成12（2000）年までの緑地の様子を見てみると、開発などによる影響で年々減少していますが、近年は大きな減少もなく、ほぼ横ばいとなっています。



出典：第6回「枚方ふるさといきもの調査」

図 5.2 緑被状況の変化

第1回「枚方ふるさといきもの調査」から概ね10年ごとに実施している全域調査では、約1300種類の在来種が確認されています。

なお、平成29年7月から実施した第6回「枚方ふるさといきもの調査」では、穂谷川、船橋川、天野川、山田池公園を対象とした補完調査を実施し、735種の植物と531種の動物が確認されています。

豊かな生態系の指標とされる猛禽類では、ミサゴ、トビ、ハヤブサ、チョウゲンボウが確認されています。

河川では、26種の魚類が確認され、多様な環境を持つ天野川では21種と多くの種類の魚類が確認されています。

ホタルは、山田池公園及び穂谷川においてゲンジボタルが確認されています。

一方、外来生物としては、アライグマ、ヌートリア、ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギル、オオキンケイギクなど、地域の生態系に深刻な影響を与えるものが多数確認されています。

表 5.1 枚方市内で確認された動植物の数

	科	種
哺乳類	7	10
鳥類	29	75
両生類	2	3
爬虫類	7	9
淡水魚	11	26
昆虫類	124	408
植物	129	735

〔2〕枚方市の自然環境と市民との関わり

市域の自然環境を守るため、里山保全活動、自然環境の調査、外来生物の防除などの活動に、多くの人々が携わっています。

枚方市では、里山保全に関する講義と実習で構成された「里山講座」を実施することにより、里山の現状や里山保全の知識、樹木観察のノウハウなどを学び、市域の里山保全に携わる「森林ボランティア」の育成に取り組んでいます。また、第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山を保全するため、「枚方市東部地域里山保全基金」を設置し、里山の間伐や下草刈りなどの活動に必要な経費に対して補助を行っています。



里山保全活動



自然環境の調査

また、市内では、身近な公園などでの観察会や学習会をはじめ、市民が自然と触れ合える場やイベントなどが開催されています。また、第3回枚方ふるさといきもの調査に参加した市民が結成した「枚方いきもの調査会」では、定期的な野鳥や植物、昆虫などの調査活動だけでなく、市と連携した自然観察会などを実施し、自然環境保全活動に取り組んでいます。



自然とのふれあい

特定外来生物については、オオキンケイギクやヌートリアなどが確認されていますが、その中でも特に、アライグマによる家屋や農作物の被害の相談が増加しています。

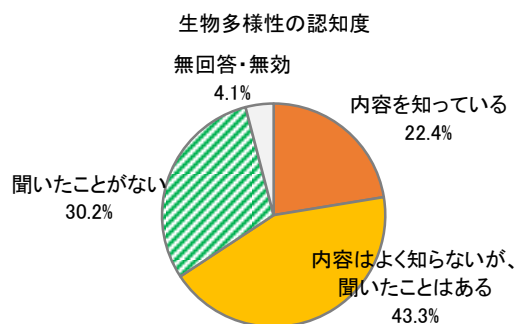
枚方市では、平成20年にアライグマが初めて捕獲されて以降、年々捕獲頭数が増加しており、「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、市民等の協力を得ながら、防除に取り組んでいます。

〔3〕枚方市の生物多様性に係る課題

○枚方市においてまとまりのある自然環境が残された東部地域の里山は、近年、柴刈りなどの人の手が加わらなくなり、荒廃が進んでいます。定期的かつ継続的に林を管理することで、多様な動植物の生息・生育環境を保全する必要があります。

○生物多様性を守るためには、生息・生育環境の広がり確保することが大切です。水辺や草地、樹林等の様々な環境を生き物が相互に行き来できるよう、平地部に残された孤立林や公園、河畔林等をつなぐ「みどりのネットワーク」を創出する必要があります。

○アンケート結果では、市民の自然とのふれあいや自然環境に対する評価は高いと言えますが、生物多様性に関する重要性や取り組みの必要性についての認識は約22%という状況で、未だに高まっていないと考えられます。そのため、人と自然との関わりや、市民に求められる行動など、参加しながら生物多様性について学べる機会を拡充していく必要があります。



生物多様性について

生物多様性とは、いきものたちの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。また、日本の生物多様性は4つの危機にさらされており、たくさんのいきものたちが危機に瀕しています。

3つのレベルの多様性

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。	動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろないきものがいます。	同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。

日本の生物多様性の危機

第1の危機	開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生息地の減少
第2の危機	里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
第3の危機	外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
第4の危機	地球環境の変化による危機

5.3. 枚方市生物多様性地域戦略の取り組みの方向性

基本目標	取り組みの方向性	環境基本計画の 該当項目	国家戦略の5つの 基本戦略の該当項目
生物多様性の重要性を認識し、多様な主体が連携して行動することをめざします	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な自然環境や生物に関する調査を実施し、地域の生態系の状況の把握に取り組みます。 	③自然環境 「生態系の保全」 「自然とのふれあいの場の確保」 ⑤都市環境・生活環境 「人と環境にやさしいまちづくりの推進」	<5> 科学的基盤を強化し、政策に結び付ける
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性を市民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解するとともに行動につなげる場や機会の創出を図ります。 特定外来生物など生態系への脅威となっている要因の軽減を図ります。 		<1> 生物多様性を社会に浸透させる <2> 地域における人と自然との関係を見直し・再構築する <4> 地球規模の視野を持って行動する
緑の創出や里山・河川環境を保全し、生物多様性の確保をめざします	<ul style="list-style-type: none"> 東部地域や淀川などの豊かな自然を将来へ引き継ぐ取り組みを進めます。 	③自然環境 「生態系の保全」 「緑の保全と創造」	<2> 地域における人と自然との関係を見直し・再構築する
	<ul style="list-style-type: none"> 東部地域と淀川をつなぐ、まちなかの緑を活用したエコロジカルネットワークを形成し、生物の生育・生息環境の確保を図ります。 		<3> 森・里・川・海のつながりを確保する

第6章 計画の推進と進行管理

6.1. 計画の推進体制

計画の推進に向けては、市民・市民団体、事業者、市がそれぞれの役割を踏まえ、自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力して推進していくことで、環境基本計画の目標の実現を目指します。

また、市では、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「環境行政推進本部」において、環境施策の総合的な調整を行い、本計画を推進するとともに、枚方市環境審議会において、計画や事業の進捗状況の評価や見直し等に関する意見を聴取します。

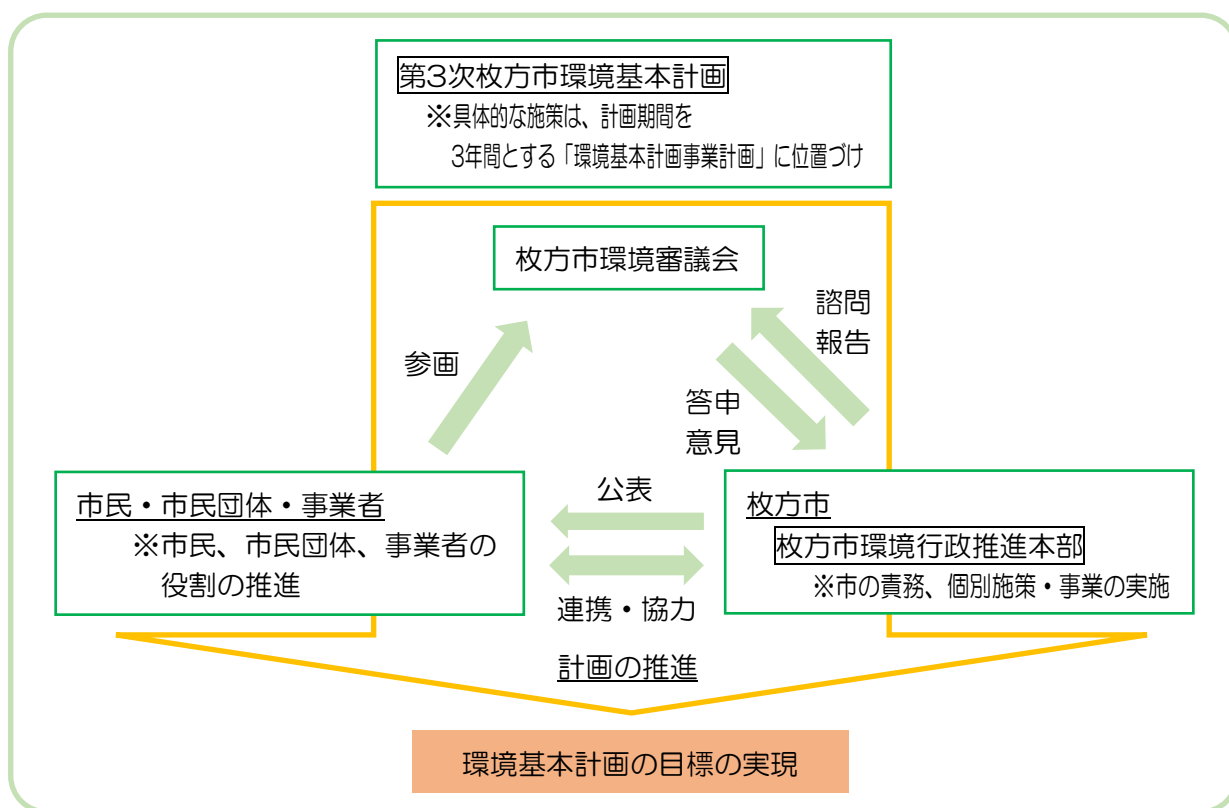


図 6.1 計画の推進体制のイメージ

さらに、中間支援組織である「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」などの市民団体と連携・協力を図るとともに、「枚方市地球温暖化対策協議会」の場などを活用し、事業者との連携・協力を図り、国・大阪府・近隣自治体と連携・協力を図りながら、広域的な視点から環境保全の取り組みを推進します。

6.2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、継続的な改善を図ります。

計画全体は、基本目標ごとに設定する「環境指標」の状況を確認することにより、点検・評価を行います。そして、事業計画に位置付けた各事業については、事業単位で事業目標を設定し、事業の達成度を点検します。

また、「枚方市環境審議会」に本計画の取り組み状況等を報告し、意見・提言を受けるとともに、「ひらかたの環境（環境白書）」やホームページ等で公表することとします。

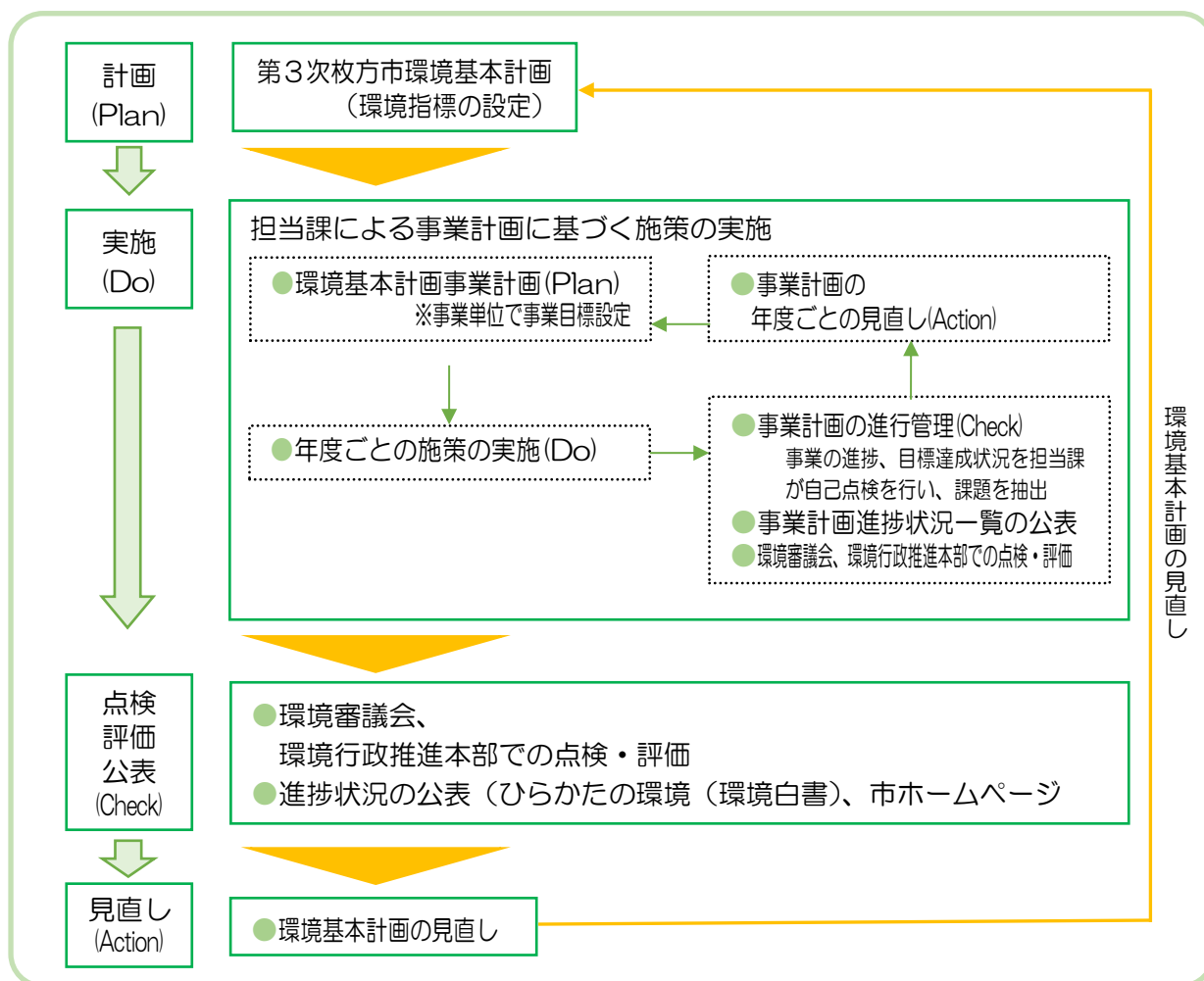


図 6.2 計画の進行管理

第7章 資料編

7.1. これまでの審議経過

審議会	案件
平成30年度第2回全体会 (平成31年3月11日開催)	<ul style="list-style-type: none">第3次枚方市環境基本計画の策定について（諮問）部会の設置について
平成30年度第1回部会 (平成31年3月11日開催)	<ul style="list-style-type: none">部会長・副部会長の選出について第3次枚方市環境基本計画の策定の方向性について
令和元年度第1回部会 (令和元年7月2日開催)	<ul style="list-style-type: none">第2次枚方市環境基本計画策定以降の社会状況等の変化について市民・事業者アンケートの実施について市民ワークショップの実施について
令和元年度第2回部会 (令和元年10月10日開催)	<ul style="list-style-type: none">市民・事業者アンケート集計結果について市民ワークショップの報告について計画の方向性について
令和元年度第3回部会 (令和元年12月2日開催)	<ul style="list-style-type: none">市民・事業者アンケートの取りまとめについて第3次環境基本計画のテーマと「基本目標」「施策体系」(案)について第3次環境基本計画の「基本目標とSDGsとの関係」「環境指標」(案)について部会検討内容の中間報告(案)について
令和元年度第2回全体会 (令和2年1月7日開催)	<ul style="list-style-type: none">環境基本計画策定部会の審議経過の中間報告について今後のスケジュールについてその他
令和元年度第4回部会 (令和2年2月4日開催)	<ul style="list-style-type: none">第3次環境基本計画の「基本目標とSDGsとの関係」について「環境指標(案)」と「計画に位置付ける具体的な施策」について生物多様性地域戦略について環境教育行動計画について部会報告(素案)について今後のスケジュールについて
令和元年度第5回部会 (令和2年3月13日開催)	<ul style="list-style-type: none">第3次環境基本計画の基本的な考え方(部会報告案)について今後のスケジュールについて
令和元年度第3回全体会 (令和2年3月23日開催)	<ul style="list-style-type: none">第3次環境基本計画の基本的な考え方(部会報告)について今後のスケジュールについて

7.2. 枚方市環境審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	現 職 等	専 門 等
(会長) 石川 聡子	大阪教育大学 教員養成課程 理科教育講座 教授	環境保全 (科学教育)
今堀 志津	枚方市立小学校長会 (西長尾小学校 校長)	教育
岡村 英幸	大阪歯科大学 生物学教室 講師	自然環境 (生物学)
日下 慎二	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長	環境保全
小嶋 令子	市民公募	市民 (令和元年9月18日から)
小杉 緑子	京都大学 教授	自然環境 (森林環境)
小林 雅祥	一般社団法人枚方青年会議所	市民団体
白井 千香	枚方市保健所 所長	保健
高瀬 久美子	コスモ法律事務所 弁護士	法律
多田 庸子	市民公募	市民
田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科 准教授	生活環境 (都市環境)
谷本 雅洋	北大阪商工会議所 常務理事・事務局長	商工業
豊高 勝	特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議	市民団体
中正 五百樹	北河内農業協同組合 理事	農業
(副会長) 花田 眞理子	大阪産業大学大学院 人間環境学専攻 教授	地球環境 (環境経済)
原 道子	市民公募	市民 (令和元年8月22日まで)
廣寄 由利恵	日本自然保護協会	自然環境 (動植物)
福岡 雅子	大阪工業大学 准教授	環境保全 (環境政策)
藤田 香	近畿大学 教授	環境保全 (環境計画)
益田 晴恵	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授	地球化学
三田村 宗樹	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授	公害防止 (地質学)
安田 浩治	枚方市工業会 副代表幹事	商工業
山本 義彦	地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産研究所 研究員	自然環境 (魚類生態)

7.3. 枚方市環境審議会 環境基本計画策定部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	現 職 等	専 門 等
小嶋 令子	市民公募	市民 (令和元年9月18日から)
(副部会長) 小杉 緑子	京都大学 教授	自然環境 (森林環境)
多田 庸子	市民公募	市民
田中 みさ子	大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科 准教授	生活環境 (都市環境)
谷本 雅洋	北大阪商工会議所 常務理事・事務局長	商工業
豊高 勝	特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議	市民団体
(部会長) 花田 眞理子	大阪産業大学大学院 人間環境学専攻 教授	地球環境 (環境経済)
原 道子	市民公募	市民 (令和元年8月22日まで)
廣寄 由利恵	日本自然保護協会	自然環境 (動植物)
福岡 雅子	大阪工業大学 准教授	環境保全 (環境政策)
藤田 香	近畿大学 教授	環境保全 (環境計画)
益田 晴恵	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授	地球化学

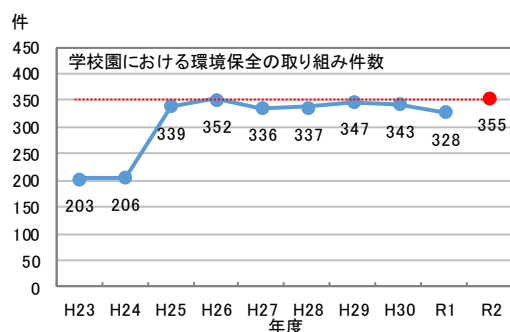
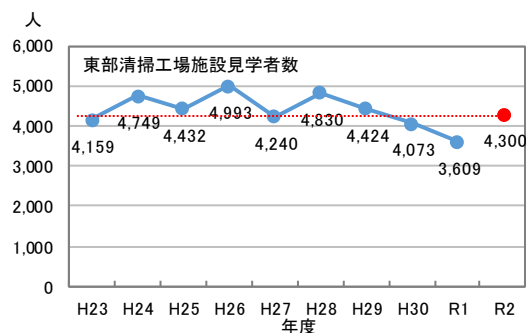
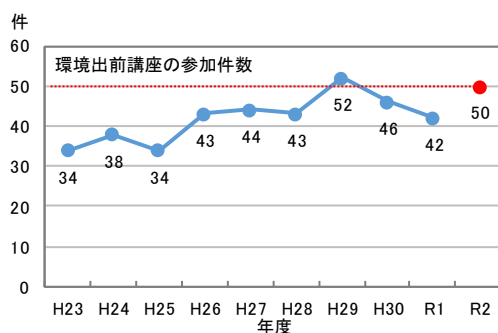
7.4. 前計画の各環境分野におけるこれまでの取り組み

〔1〕【人づくり】すべての主体が環境保全に参加するまち

① 環境教育・環境学習の推進

枚方市では、平成18(2006)年9月に「枚方市環境教育・環境学習推進指針」を策定し、家庭・学校園や保育所・行政・事業者・市民団体など、地域社会のあらゆる主体が連携・協力して、環境を思いやる人材を育成するための学びのしくみづくりに取り組んでいます。

【指標等の状況】



(学校における環境教育・環境学習の推進)

学校等では、市独自の「学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)」のもとで、計画的・継続的な省エネルギー行動や学校独自の環境保全の取り組みを行っています。この取り組みは平成18(2006)年度から継続しており、NPO法人などが協力しています。また、こども版環境家計簿「ひらかたみんなのエコライフつうしんぼ」、環境副読本「わたしたちのくらしと環境」、出前講座などに取り組んでおり、身近な視点から環境意識を高める環境学習に取り組んでいます。

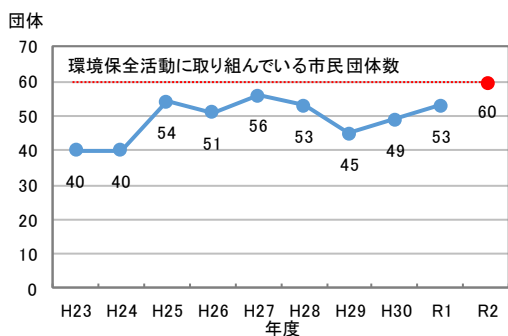
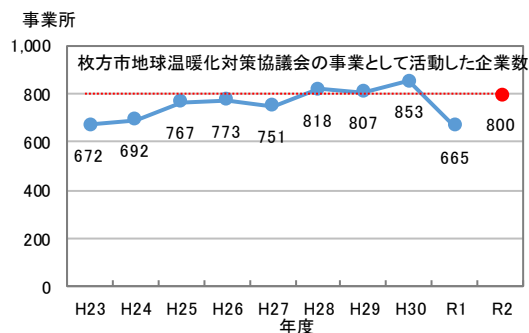
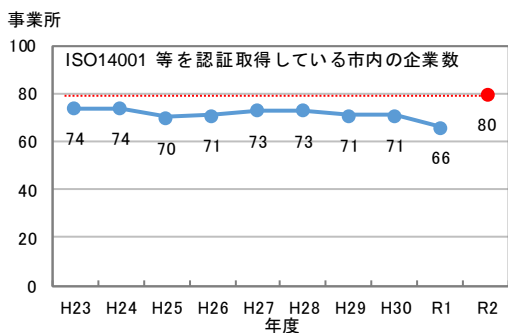
(地域における環境教育・環境学習の推進)

NPO法人などが中心となって、市民向けの環境講座が行われています。省エネルギーや緑のカーテンなどの身近なテーマや、環境学習の担い手育成のための講座など、さまざまな立場の市民を対象とした多様な学習に取り組んでいます。

②環境保全活動の推進

枚方市では、市民や事業所での環境保全活動に対してさまざまな支援を行っています。また、環境保全活動を普及・啓発するため、すぐれた活動に対する環境表彰を毎年行っています。

【指標等の状況】



（総合的な環境保全対策の推進）

枚方市では、市内の事業所のひとつとして、他の事業所の模範となる総合的な環境保全対策に率先して取り組んでいます。計画的・継続的な環境マネジメントを実践するため、平成13（2001）年度にISO14001の認証を取得し取り組みを推進したのち、平成25（2013）年度からは市独自の「枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）」に切り替え、運用しています。また、物品の購入時に、環境に配慮したものを優先して選択できるように指針を定め運用するとともに、公共工事などの際、環境配慮型の資材、機材、工法などを優先的に選択しています。

（市民・事業者の環境保全活動の促進）

枚方市では、市民・事業者の環境保全活動の促進のため、「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」の支援や、ISO14001及びエコアクション21を認証取得する際に助成を行うなど、事業者の環境保全活動を促進するための支援を行っています。また、「枚方市環境表彰」では、枚方市内を主な活動の場とし、地球温暖化防止活動、環境教育、自然環境保護などに継続して熱心に取り組んでいる個人・団体・事業者を表彰し、その取り組みを紹介しています。

(環境情報の提供)

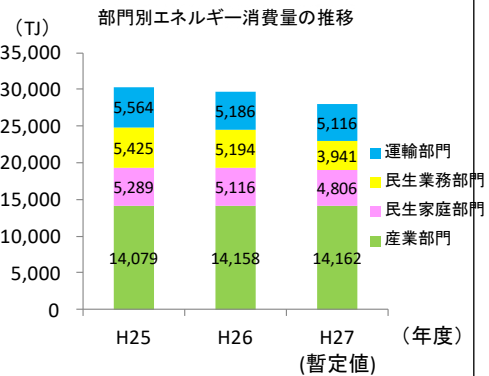
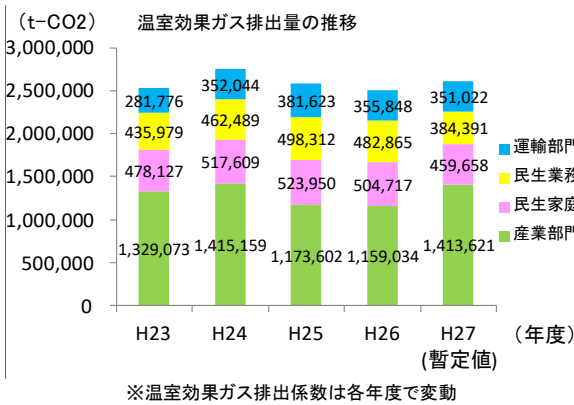
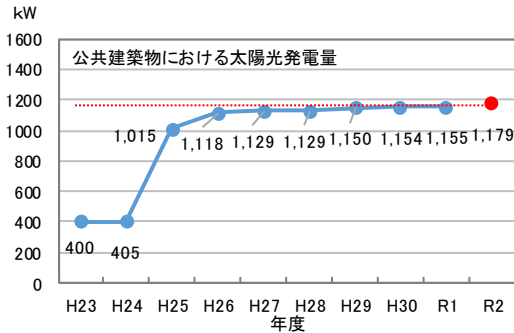
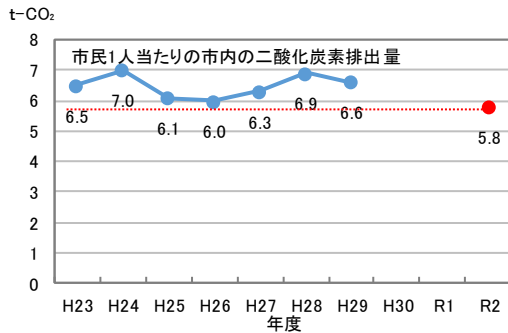
枚方市では、環境に関するさまざまな情報を広く市民に伝えるため、図書館やホームページで情報発信しています。図書館では環境情報コーナーやエコライフコーナーを設置し、図書や「省エネナビ」の貸出など、暮らしに役立つ情報や体験学習を提供しています。また、ホームページでは、環境に関するデータの閲覧のほか、新たに温暖化対策に関するポータルサイトを開設し、省エネルギーに関する情報を提供しています。

〔2〕【地球環境】地球環境への負荷が少ないまち

①地球温暖化対策の推進

枚方市では、平成30（2018）年9月に「地球温暖化対策実行計画」を改定し、国の温室効果ガス削減目標に準じた新たな目標（令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガス排出量を26%以上削減）のもと、再生可能エネルギーの利用拡大や、省エネルギー・省CO₂活動の推進などに取り組んでいます。

【指標等の状況】



温室効果ガス排出量については、東日本大震災以降、大幅に増加し、その後、ほぼ横ばいとなっていますが、これは、東日本大震災後、温室効果ガス排出量全体の約4割を占める電気の排出係数が大幅に増加したためです。なお、エネルギー消費量の推移を見ると、年々減少傾向にあり、省エネルギーの取り組みが一定進んでいると考えられます。

（温室効果ガス排出抑制対策の推進）

市民に広く省エネルギー活動を普及させるため、温暖化対策に関するポータルサイトによる情報発信やFM放送のほか、「エコライフキャンペーン」、「ライトダウンキャンペーン」など参加型の普及啓発イベントを行っています。また、家庭における省エネルギー意識の向上のため、消費電力量がリアルタイムでわかる「省エネナビ」の貸出や、省エネ相談会などを行っています。

また、率先した取組として、市役所の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、「枚方市役所CO2削減プラン」に基づき、省エネルギー行動や、省エネルギー型の機器への更新などを計画的に行っています。道路照明や防犯灯などまちなかの照明器具についても、順次LED化を進めています。

（再生可能エネルギー等の導入促進）

太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進するため、公共施設に率先して導入するとともに、それを環境学習に活用するなど、情報発信を行っています。また、売電で得た収益を温暖化対策事業に活用しています。

（ヒートアイランド対策の推進）

熱中症対策としては、夏季に公共施設を市民の避暑のために開放する「クールスポット」を推進するとともに、緑のカーテンや打ち水など、暑熱を軽減する啓発活動を行っています。市立の小中学校では、エアコンの導入とともに緑のカーテンや緑のじゅうたんを一体的に整備し、環境負荷の軽減に取り組んでいます。

②地球環境保全対策の推進

（広域的な連携の推進）

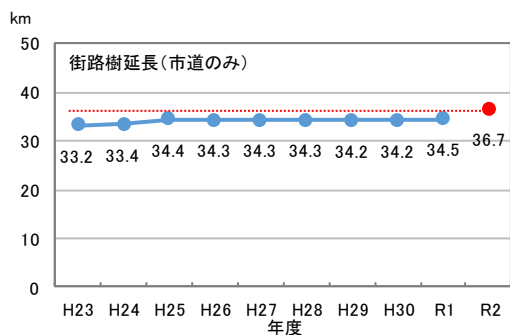
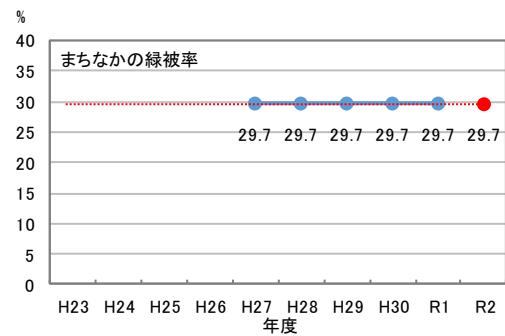
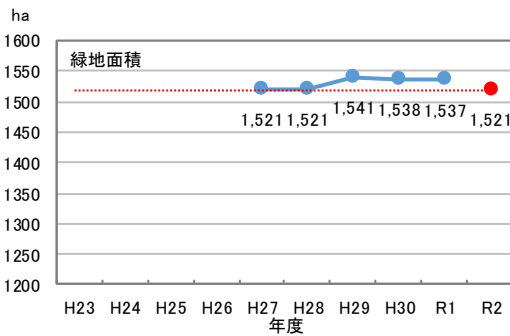
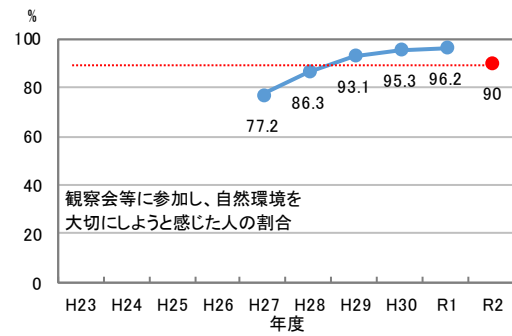
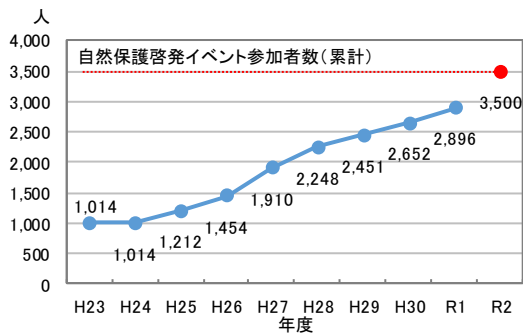
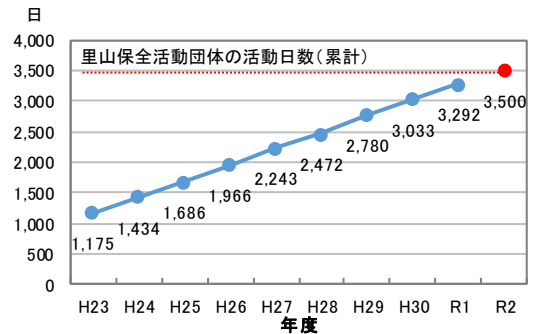
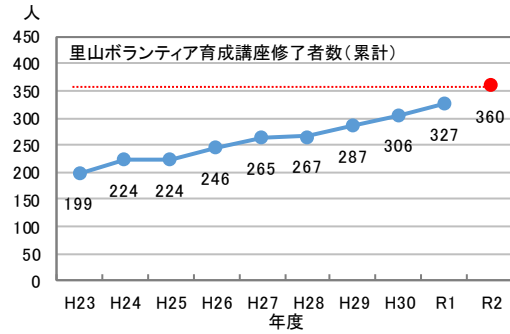
枚方市では、酸性雨やオゾン層の保護に関する情報の収集・整理に努めるため、「大阪府酸性雨調査連絡会」や「大阪府フロン対策協議会」に参加するなど、国や大阪府と連携を図っています。

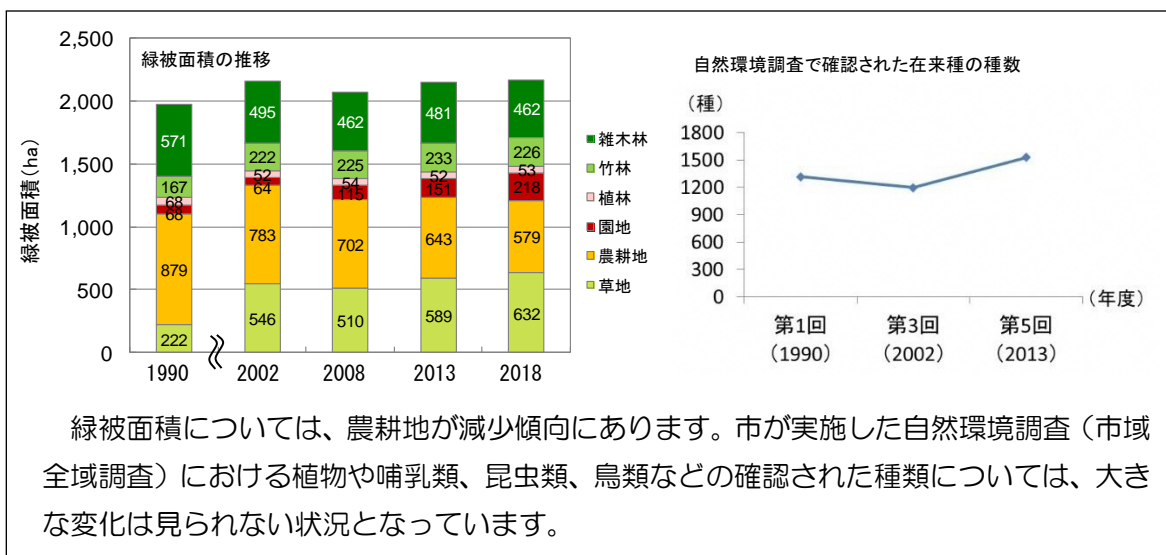
【3】【自然環境】豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

①自然環境の保全

市内には、東部地域の里山や、市街地に残された農地、都市内の公園、西部の淀川など、多様な自然環境があり、これらの今ある環境と、そこに根ざす生態系を守り育てる取り組みが、多くの市民等の協働により行われています。

【指標等の状況】





（里山の保全）

東部地域の里山において、市民等のボランティアによる森林保全活動が行われています。これらの活動を支えるため、市では里山講座などを通じて担い手育成に取り組むとともに、保全活動に対する経費の補助や、人材交流の支援などを行っています。

（生態系の保全）

地域の生態系を保全するため、アライグマなどの特定外来生物の防除を行っています。

（自然とのふれあいの場の確保）

子どもが公園や川など身近にある自然環境について知り、いきものに親しむための観察会や工作体験、市民参加型の自然環境調査などを定期的に行っています。また、学校の中にビオトープ池を整備し、生き物にふれあいながら学ぶ環境学習に取り組んでいます。

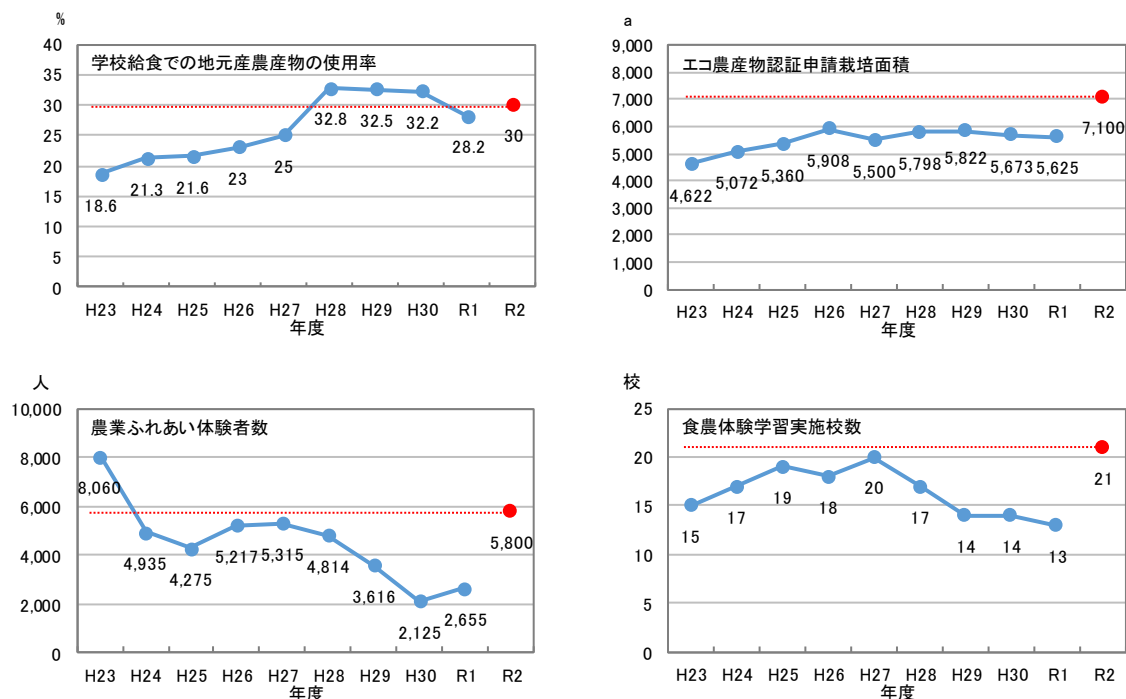
（緑の保全と創出）

まちなかの緑として、公園・街路樹の整備や維持管理を行っており、その一部で、地域のボランティアとの協働による花や植栽の管理も行っています。また、住宅地の緑を増やすため、生け垣緑化への助成や、花いっぱい運動等の緑化啓発事業を行っています。

平成30（2018）年度からは、多様な主体が参画し、緑の創出や緑とのふれあいをコーディネートする「みどりのプラットフォーム」が始まり、そのプログラムを通じて多くの市民が緑化活動や体験活動などに参加しています。

②「農」を活かしたまちづくり

【指標等の状況】



（「農」を守り、活かす）

食糧生産の場であり、かつ地域の緑地として多様な機能を担う農地を保全するため、学校給食における地元の農産物の提供など、地産地消の推進に取り組んでいます。また、レンゲ草を有機肥料として使い施肥量を減らす「レンゲ栽培米」など、環境にやさしく安全な「エコ農産物」の普及・拡大に取り組んでいます。

（「農」とのふれあいの促進）

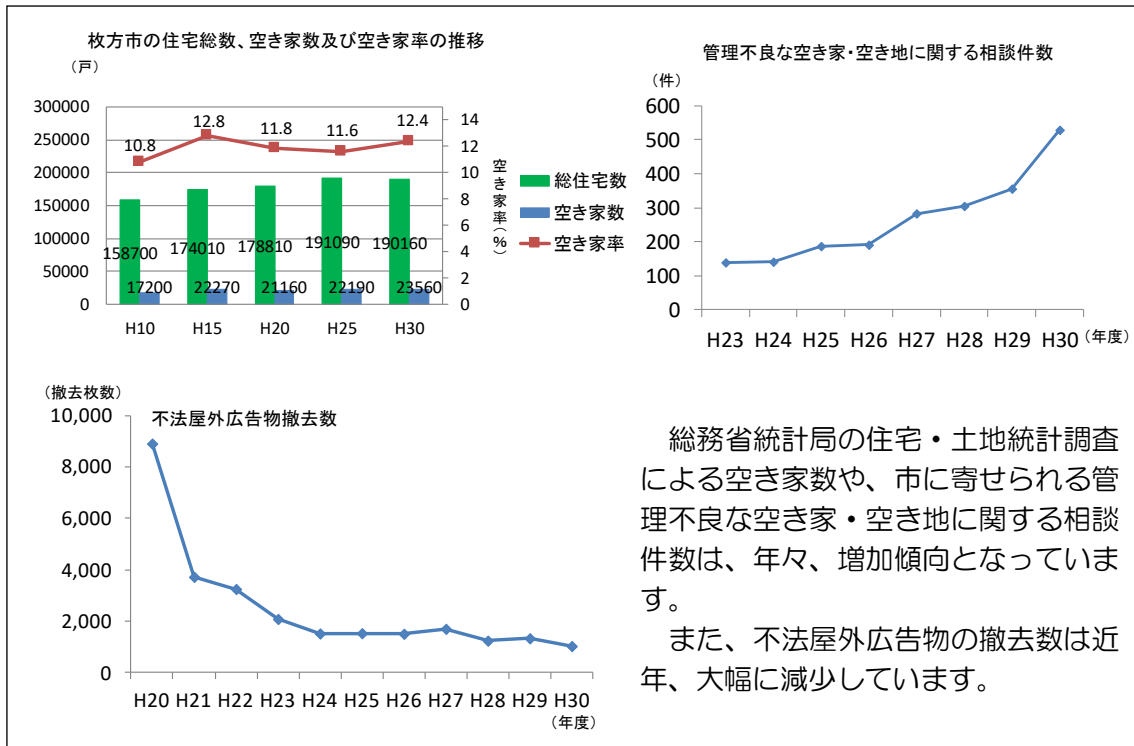
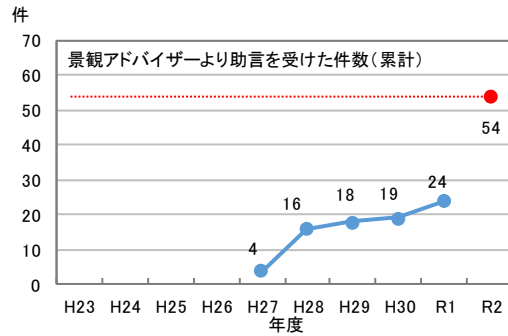
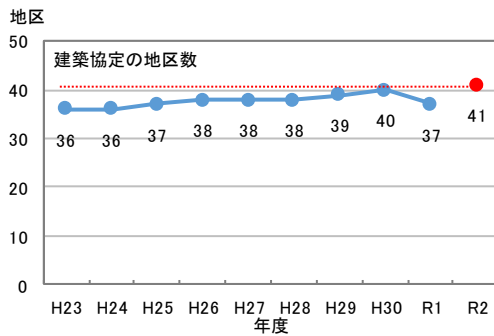
地域の農業に市民がふれあう農業体験を促進しており、小学生を対象とした農業体験では、農作業、収穫、調理、試食を通じた食育が行われています。

【4】【都市環境】環境に配慮された快適な都市空間が配慮されたまち

①環境にやさしいまちづくり

枚方市は、大阪と京都の中間に位置する利便性の高さから、昭和40年代頃から住宅地として発展し、平成27（2015）年国勢調査時点での人口は約40万人、大阪府下第4位の規模のベッドタウンとなっています。また、市内には工業団地なども立地し、産業と暮らしが近接する生活・都市環境の特徴を持っています。

【指標等の状況】



総務省統計局の住宅・土地統計調査による空き家数や、市に寄せられる管理不良な空き家・空き地に関する相談件数は、年々、増加傾向となっています。

また、不法屋外広告物の撤去数は近年、大幅に減少しています。

(環境に配慮した開発への誘導)

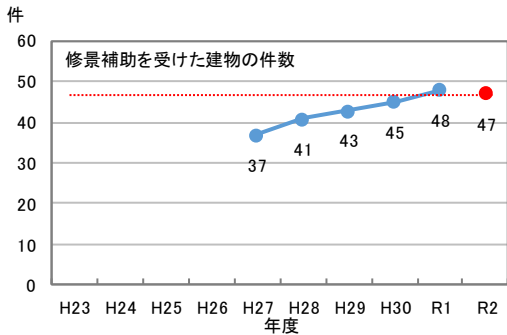
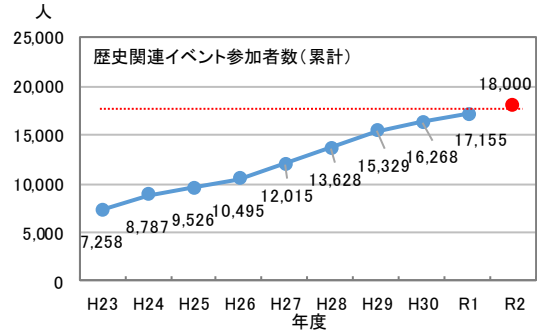
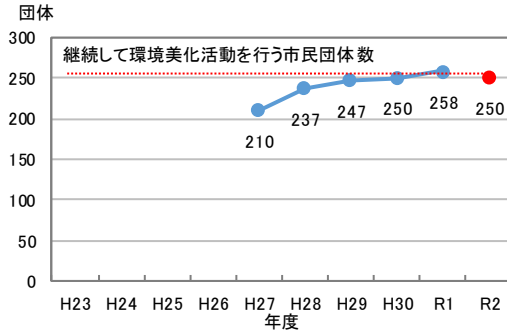
良好な住環境を保全するため、地域住民が建築物のルールを自主的に設ける「建築協定制度」について、市が支援を行っています。

（環境負荷の少ない都市構造への転換）

自動車交通に伴う環境負荷を軽減するため、公共交通の利用促進の啓発や、渋滞対策、幹線道路の整備などを行っています。

②美しいまち並みの確保

【指標等の状況】



（環境美化の推進）

まちの美化を進め、快適な生活環境を確保するため、市民等に対して、「ポイ捨て等防止条例」や「路上喫煙制限条例」の周知を図り、ポイ捨て・犬のふんの放置や、路上喫煙による迷惑行為等の防止に向けた啓発に取り組み、市民の美化意識の向上を図っています。また、市が管理する道路や、公園・緑地等の公共場所において、美化活動に取り組む市民団体や企業に対して、清掃用具の貸し出しや、花苗の提供など支援を行っています。

（良好な景観形成の推進）

まちの美観を保全するため、不法屋外広告物の撤去や、空き家等の適正管理の啓発を行うとともに、景観計画等に基づき、魅力ある景観形成への支援を行っています。

また、環境美化活動として、市民ボランティア等との協働により、河川敷や道路等の清掃活動、ポイ捨て防止の啓発などを行っています。

(ひらかたプラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言)

市民・市民団体・事業者・行政が連携・協力し、プラスチックごみ等ポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた4Rの取り組みを推進するため、令和元年6月1日に「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」を行いました。

(歴史文化遺産の保存と活用)

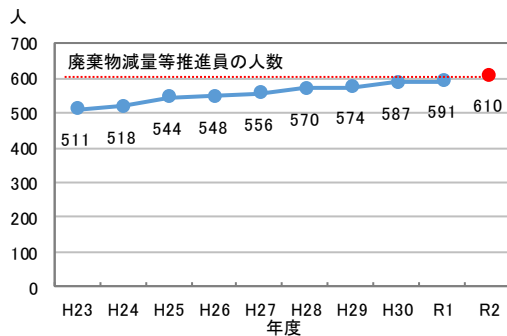
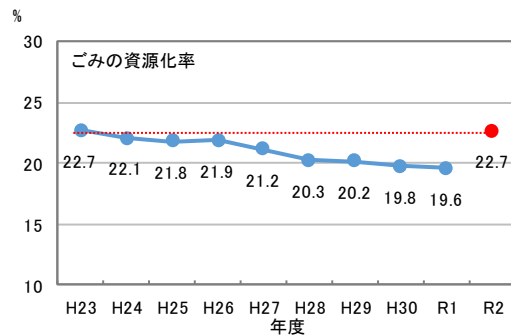
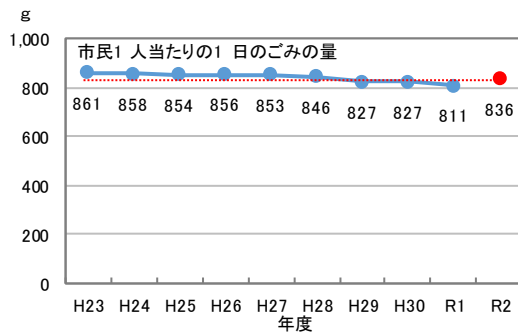
地域環境を特徴づける歴史文化遺産として、史跡の保存や公開を行っています。また、菊人形や淀川舟運など枚方ならではの歴史文化を活用した交流を推進しています。

〔5〕【生活環境】安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

①循環型社会の構築

ごみの減量のため、市民・事業者・行政それぞれが4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に取り組んでいます。こうした取り組みにより、市民1人あたりの1日のごみの量は継続的に減少しています。

【指標等の状況】



(発生抑制行動の浸透)

4Rのうち、特にごみを発生させないこと（リフューズ、リデュース、リユース）を重視した意識向上のための啓発を行っています。ごみ減量フェアにおいて再使用可能な物品

の譲渡を行うほか、学校などで食品ロスの削減と食育を兼ねた環境学習にも取り組んでいます。また、図書館で除籍した図書の譲渡なども行っています。

近年問題になっている海洋プラスチック問題やマイクロプラスチック問題について、市民向けの講演会を行うなど、啓発を行っています。

（リサイクルシステムの確立）

発生したごみをできるだけ家庭内でリサイクルするため、生ごみの堆肥化（ダンボールコンポストなど）の講習を行うなど、普及を図っています。また、資源化できるようごみの分別を促進しており、現在一般ごみのほか、ペットボトル・プラスチック製容器包装、空き缶、びん・ガラス類、紙類について分別収集を行っています。さらに、効率的に資源を回収するため、集団回収報奨金制度により地域の自治会や子ども会などへの補助を行っています。

（排出者責任の徹底）

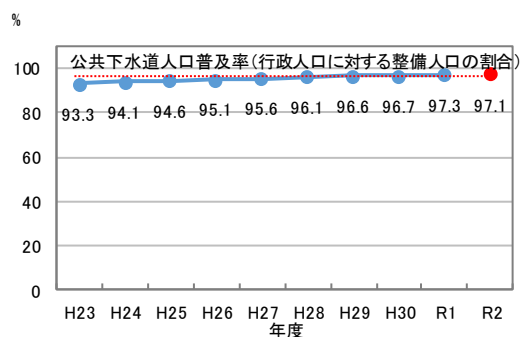
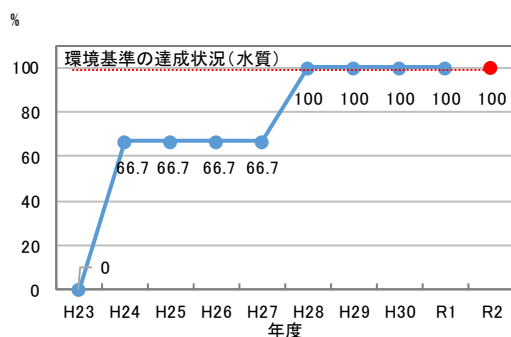
枚方市では、ごみの量を削減するため、多量排出事業所に対して、一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の作成・提出を求めるなど、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化の指導を行っています。また、生ごみ等の有機資源のリサイクルとして「剪定枝のチップ化事業」や「脱水污泥肥料化事業」を推進しています。

（環境に配慮した処理システムの構築）

枚方市では、環境にやさしい収集車両を利用することで環境負荷の低減に努めるとともに、市民との意見交流を行うことで収集システムの改善を行っています。また、穂谷川清掃工場、東部清掃工場では、廃熱を利用した発電を行うなど、環境負荷の低減に関する取り組みを推進しています。

②良好な水資源の保全と活用

【指標等の状況】



(水環境の保全)

枚方市では、公共下水道の整備・改善を進めることで、快適な生活環境を支え、水質汚濁を防止しています。また、公害防止のため、工場及び事業場に対する規制・指導を行うとともに、生活排水に関する啓発などの水質汚濁防止対策を推進しています。河川及び地下水の水質の状況や環境基準達成状況は、定期的に調査を行いホームページ等で情報提供を行っています。

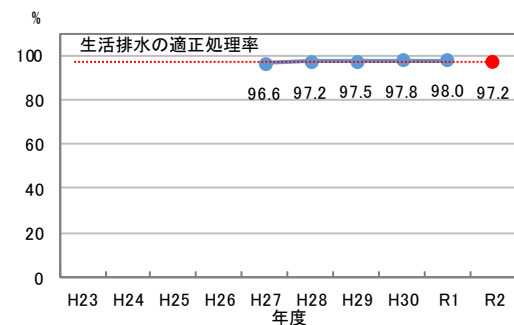
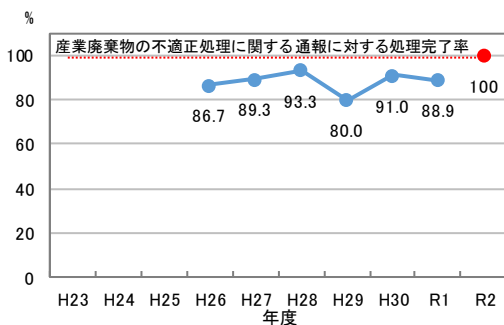
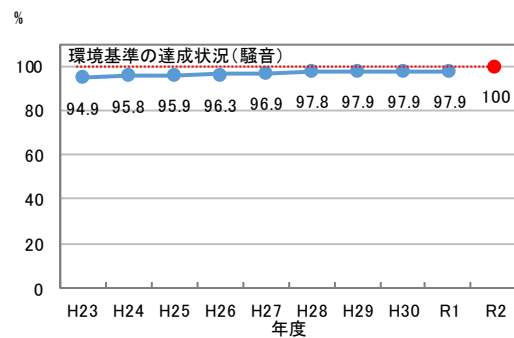
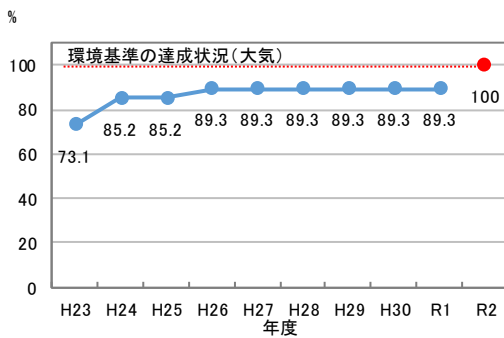
(水資源の有効活用)

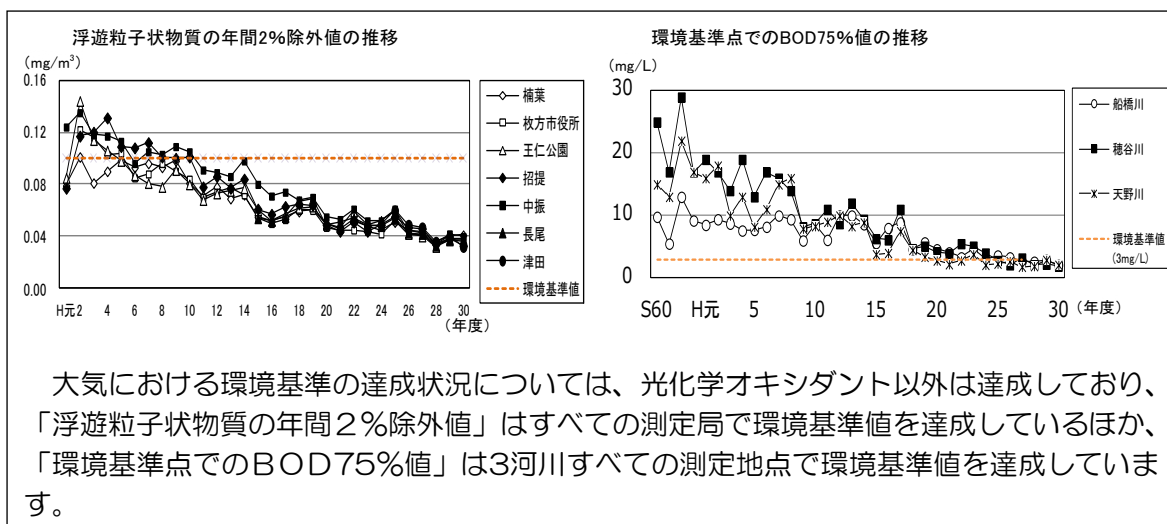
枚方市では、公共施設に雨水タンクを設置し、樹木等への散水やトイレの洗浄水などに有効利用しています。また、道路を整備する際には、雨水排水の流出抑制及び暑気対策のため、保水性・透水性材の使用の促進に努めています。

③良好な生活環境の確保

大気環境、騒音・振動、水質などの生活環境について、継続的な監視や測定により現況を把握し、ホームページで情報を公開しています。また、法や条例に基づき届出制度を運用するとともに、必要に応じて事業所への立入検査や指導などを行い、良好な環境の保全に努めています。また、水質については、公共下水道の整備や生活排水の適正処理の啓発を進めています。

【指標等の状況】





（大気環境の保全）

枚方市では、継続的に市域の大気汚染状況を監視することにより、環境基準達成状況を把握し、ホームページで情報提供を行うとともに、廃棄物の野焼き行為防止パトロールを実施するなど環境監視の充実を図っています。

（騒音・振動の防止）

枚方市では、工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行っています。また、環境における騒音や振動の調査を行うとともに、ホームページで情報提供を行っています。

（土壌汚染・地盤沈下の防止）

枚方市では、工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行っています。また、地盤沈下の状況を把握するため、水準量の実施及び地下水位を監視するとともに、ホームページで情報提供を行っています。

（化学物質の適正管理）

枚方市では、工場・事業場に対し、立入検査等、様々な機会を通じて、適正管理・使用について指導を行っています。有害大気汚染物質やダイオキシン類、アスベスト濃度の監視に取り組んでいます。

7.5. 第2次枚方市環境基本計画策定以降の社会状況の変化と新たな課題

〔1〕【人づくり】

■環境教育に関する制度等の動向

環境教育や協働の取り組みをさらに推進するため、旧法「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を拡充するものとして、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が平成23（2011）年6月に公布され平成24（2012）年10月に全面施行されました。この法律では、法の目的として「協働取組」の推進が追加されるとともに、地方自治体による推進枠組みの具体化としての行動計画作成の努力義務や、学校教育における環境教育のさらなる充実、環境教育等の基盤強化、自然体験等の機会の場の提供など、従来の環境教育をさらに発展させた、環境保全のための幅広い実践的な人材育成について規定されています。

環境教育の推進に向けて、ESDや変更された環境教育等促進法の基本方針の考え方との整合を図ることが求められています。

〔2〕【地球環境】

■地球温暖化防止に関する動向

（パリ協定（平成27（2015）年12月））

パリ協定は、平成27（2015）年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、令和2（2020）年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みです。世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること、また、そのために主要排出国を含むすべての国が削減目標を立て、レビューを受けながら5年ごとに目標を更新することなどを定めています。

（地球温暖化対策計画（平成28（2016）年5月））

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28（2016）年5月に閣議決定された計画です。地球温暖化対策計画では、パリ協定の枠組みにおける我が国の削減目標（令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比26.0%削減）を達成するため、具体的に推進すべき対策が部門ごとに整理されています。省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの普及、交通流対策、国民運動「COOL CHOICE」など、あらゆる主体による多面的・網羅的な取り組みを推進することとしています。

（環境基本計画（平成30（2018）年4月））

平成30年4月に、SDGs、パリ協定採択後に、はじめて策定される環境基本計画で、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定した第5次環境基本計画が閣議決定されました。

■ 気候変動への適応策に関する動向

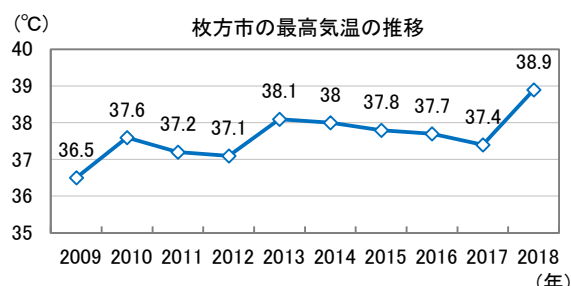
（気候変動適応計画（平成30年（2018年）11月））

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を最大限行ったとしても、一定の地球温暖化は避けられないと予測されることから、緩和策だけでなく、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を同時に進める必要があるとされています。国は「気候変動適応法」（平成30年6月13日公布、平成30年12月1日施行）に基づき、農業や防災等の各分野における適応策を総合的に推進するため、平成30年（2018年）11月に「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

（枚方市における気候変動の影響）

地球規模の温暖化による影響のほか、枚方市は地形的条件や都市化の影響などにより、夏季に高温となりやすい傾向があります。平成30(2018)年の枚方市の最高気温は38.9℃を記録し、熱中症による救急搬送件数も年々増加しています。

また、近年は災害をもたらすような集中豪雨が日本各地で発生しており、枚方市においても、150mmを超える日最大降水量を記録する年が頻繁に見られるようになってきました。

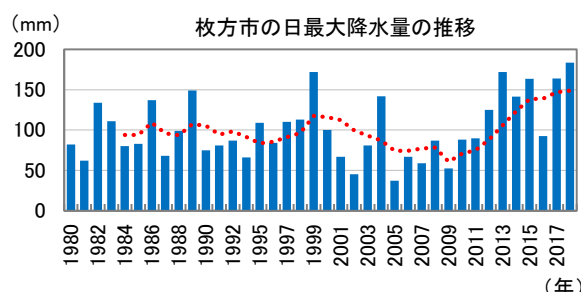


出典：気象庁ホームページ

（気候変動に対する取り組み状況）

集中豪雨による浸水被害を軽減するため、枚方市では、雨水を一時的に貯留する施設や雨水を地中に浸透させる舗装などを整備するとともに、雨水を速やかに河川に排出するためのポンプ場や雨水管などの整備を進めています。

また、ソフト的な対策として、防災マップを作成し、市民に配布するほか、自主防災組織の支援を行っています。



出典：気象庁ホームページ

■ 国内のエネルギー情勢の変化

東日本大震災に起因する原子力発電所の停止に伴う電力需給のひっ迫等から、多様なエネルギー供給の確保、エネルギーの自立・分散化が求められています。

国は再生可能エネルギーの導入初期における普及拡大のため、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」を導入しました。これにより、日本の電源構成に占める再生可能エネルギーの比率は太陽光を中心に増加しています。また、2017年（平成29年）には電力・ガスの小売が全面自由化となり、需要家が小売電気事業者を自由に選択し契約することができるようになりました。

持続可能な開発目標（SDGs）の考え方や国の第5次環境基本計画との整合を図るとともに、平成29年9月に改定した「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、地球温暖化対策の充実が求められています。

〔3〕【自然環境】

■生物多様性に関する動向

生物多様性国家戦略は、平成7（1995）年に最初の国家戦略が決定されてから5回の改定を経て、平成24（2012）年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。同国家戦略は、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すとともに、平成22（2010）年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成果である愛知目標を達成するためのロードマップを含めて策定されたものです。概ね令和2（2020）年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、「1 生物多様性を社会に浸透させる」、「2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」、「3 森・里・川・海のつながりを確保する」、「4 地球規模の視野を持って行動する」、「5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の「5つの基本戦略」を提示しています。同国家戦略は概ね令和2（2020）年を目処としていることから、国において次期国家戦略の方向性について、国際的議論も踏まえた議論が進められています。

生物多様性国家戦略の5つの基本戦略に基づき、生物多様性の保全等に関する取り組みが求められています。

〔4〕【都市環境】

■まちづくりに関する動向

（空き家・空き地対策）

空き家の増加が、治安の悪化や倒壊の危険などによる安全性の低下、草木の繁茂による周辺の生活環境への悪影響をもたらしていることから、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。

平成29（2017）年12月に策定した「枚方市空家等対策計画」の4つの基本方針に基づき、空き家・空き地対策の推進が求められています。

〔5〕【資源循環】資源循環型社会の実現

■循環型社会の構築に関する動向

（プラスチックごみ対策）

プラスチックは、我々の生活に利便性をもたらす一方で、海洋に流出したプラスチック等による環境汚染が世界的に問題となっています。そのため、プラスチック製容器包装・製品の使用の抑制、再生利用、バイオマスプラスチックの利用促進、海洋プラスチック対策等が世界的に進められています。

日本においては、平成30（2018）年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、海洋環境の保全の観点が増加されるとともに、令和元（2019）年5月にプラスチック資源循環戦略が策定されるなど、プラスチックごみ対策の制度が整えられています。

また、海洋プラスチックの問題解決に向け、消費者、自治体、NGO、企業等の幅広い主体が連携協働して取り組むため、環境省主導の「プラスチック・スマートキャンペーン」が展開されています。ポイ捨て撲滅や散乱ごみの回収活動、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、我が国の取り組みを国内外に発信しています。



（小型家電リサイクル）

電子機器などに含まれる金などの有用金属が十分に資源回収されないまま廃棄されている状況があり、これを適正にリサイクルするため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が平成25年4月に施行されました。

（第4次循環型社会形成推進基本計画）

資源循環をめぐる近年の国内外の情勢を踏まえ、平成30（2018）年6月に「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。資源循環においても、環境、経済、社会的側面の統合的向上をめざすこととし、地域循環共生圏形成による地域活性化など、多面的な効果を視野に入れた対策を推進することとしています。

引き続き、環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現に向けての取り組みが求められています。

7.6. 関連計画の動向

〔1〕 国・府の環境全般に関する計画等

■環境基本計画（平成30（2018）年4月）

第五次環境基本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画です。

SDGsの考え方を活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたり質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方のもと、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完し合う取り組みを推進することとしています。

■大阪21世紀の新環境総合計画（平成30（2018）年7月改定）

「大阪21世紀の新環境総合計画」は、府域における豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、令和2（2020）年までの計画として、平成23（2011）年に策定され、その後の社会状況等に応じた改定を重ねながら取り組みが進められています。目指すべき将来の姿（長期的視点）として「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」を掲げ、府民の参加・行動のもと、分野ごとに「低炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」をめざし、これらを横断するものとして「魅力と活力ある快適な地域」をめざすこととしています。改定版では、施策とSDGsとの対応や、気候変動への適応策など、新たな視点が反映されています。

〔2〕 枚方市の関連計画の動向

○第5次枚方市総合計画（平成28（2016）年3月14日）

第5次枚方市総合計画基本構想において、めざすまちの姿として「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」を掲げ、それを達成するための5つの基本目標を定めてまちづくりを推進しています。環境分野の基本目標として、「自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち」が位置づけられています。



○枚方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成30（2018）年4月策定）

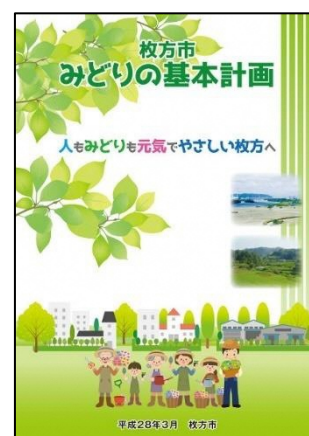
枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成30（2018）年9月改定）

枚方市では、地球温暖化対策を計画的に推進するため、市の事務事業に係る「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」を平成14（2002）年3月に、市域に係る「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を平成19（2007）年6月にそれぞれ策定し、取り組みを推進してきました。その後、社会状況等に応じて計画の見直しを実施し、平成30（2018）年4月に「枚方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定するとともに、平成25年3月に策定した「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成30（2018）年9月に改定しました。これらの計画では、再生可能エネルギーの利用拡大に関する取り組み、省エネルギー・省CO₂活動の促進に関する取り組み、低炭素化につながる環境整備の推進に関する取り組み、循環型社会の構築に向けた活動の推進に関する取り組み等を推進することとしています。



○枚方市みどりの基本計画（平成28（2016）年3月）

市内の緑地の保全や緑化を計画的に進めるため、平成11（1999）年3月に「枚方市緑の基本計画」を策定し、その後の社会状況等を踏まえ、平成28（2016）年3月に令和17（2035）年度を目標年度とする「枚方市みどりの基本計画」に改定を行いました。この計画では、本市のみどりの根幹となる「みどりの骨格」として東部の里山と淀川を位置づけ、公園や緑地、農地、社寺林や孤立林等の「みどりの拠点」の保全・活用、これらをつなぐ「みどりの軸」の質の向上、創出、地域の特性に応じた「みどりの土地利用」について方向性を定めており、その具体的方策として、多様な担い手が参画できるしくみづくり、本市を特徴づける既存のみどりの保全と活用、公園など身近な都市インフラのみどりの機能向上、まちなかの緑化の推進等について取り組みを推進することとしています。



○第2次枚方市里山保全基本計画（平成29（2017）年3月）

東部地域の里山環境を保全し継承していくため、平成16（2004）年11月に策定した「枚方市環境保全構想」のもと、平成18（2006）年5月に「枚方市里山保全基本計画」、平成29（2017）年3月に「第2次枚方市里山保全基本計画」を策定しました。この計画では、「枚方の優れたみどりを守り、活かしていく」を基本方針とし、市民、市民団体、事業者、大学、行政が協働して、里山の自然環境の保全、維持・回復、里山の活用の促進、維持管理の強化の取り組みを進めることとしています。

○枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成28（2016）年3月）

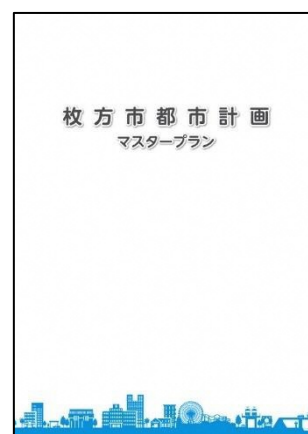
ごみの減量・リサイクル及び適正処理に関する取り組みを計画的に推進するため、平成21（2009）年6月に「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」を策定し、その後の社会状況等を踏まえ、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間を計画期間とする「枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

この計画では、「ごみの排出量」、「ごみの資源化率」、「最終処分量」、「温室効果ガスの排出量」、「ごみの焼却量」について具体的な数値目標を掲げ、市民・事業者・行政が連携・協力しながら、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を基本とした様々なごみの減量・リサイクルの取り組みや収集・処理体制の構築等を推進することとしています。



○枚方市都市計画マスタープラン（平成29（2017）年3月）

都市計画マスタープランは、市の都市計画の基本的な方針を示すもので、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道などの計画を定めたものです。人口減少や少子高齢化、都市機能へのニーズの変化など、まちづくりの面から対応すべき課題を踏まえ、暮らしやすいまちづくりを通じて魅力の向上と発展をめざすこととしています。将来都市像として「まち・ひと・自然がつながり、持続的に発展する都市」を掲げ、集約型都市構造を基本とした拠点とネットワークの充実や、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した都市環境の形成を推進することとしています。



7.7. 枚方市の地域特性

〔1〕人口と世帯数

本市の人口は2019（平成31）年現在において402,579人、世帯数は180,043世帯です。人口は2012（平成24）年度の409,964人をピークとして、緩やかな減少傾向に転じています。一方、世帯数は増加を続けており、2019（平成31）年は、180,043世帯となっています。また、1世帯あたりの人員数は、1990（平成2）年に3.03人だったものが、2015（平成27）年には2.41人と減少しています。

また、年齢3区分別人口の推移を見ると年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続いており、これに伴い老年人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が進行しています。

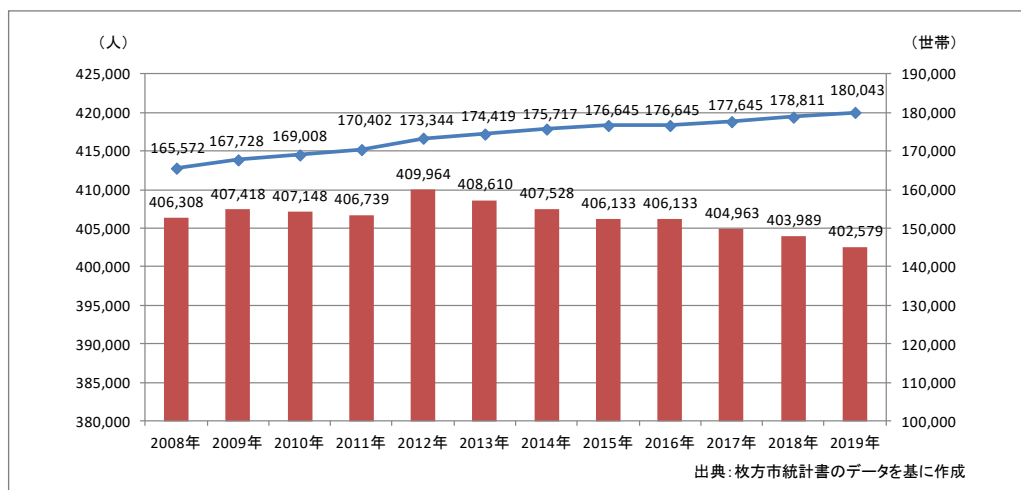


図 7.1 人口の推移

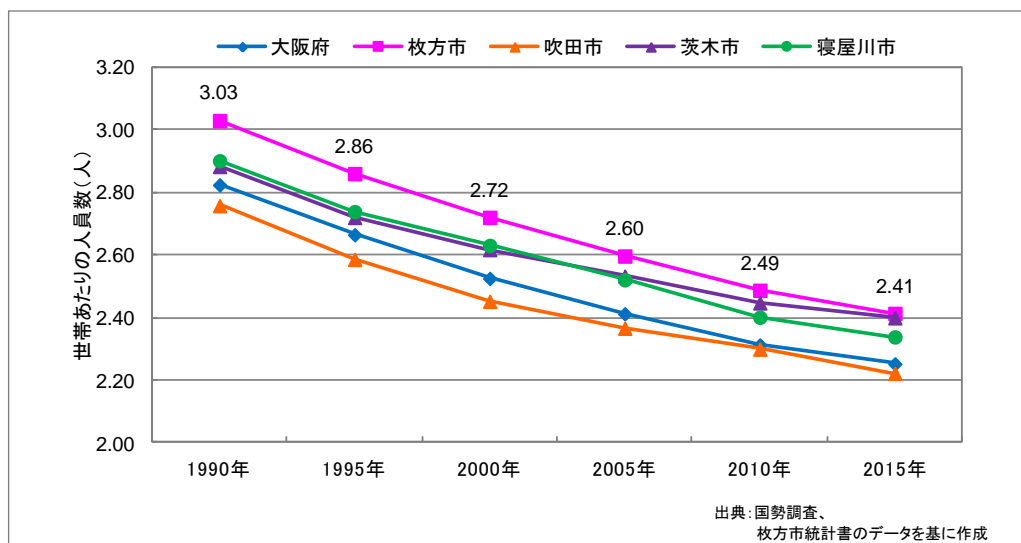


図 7.2 世帯あたりの人員数の推移

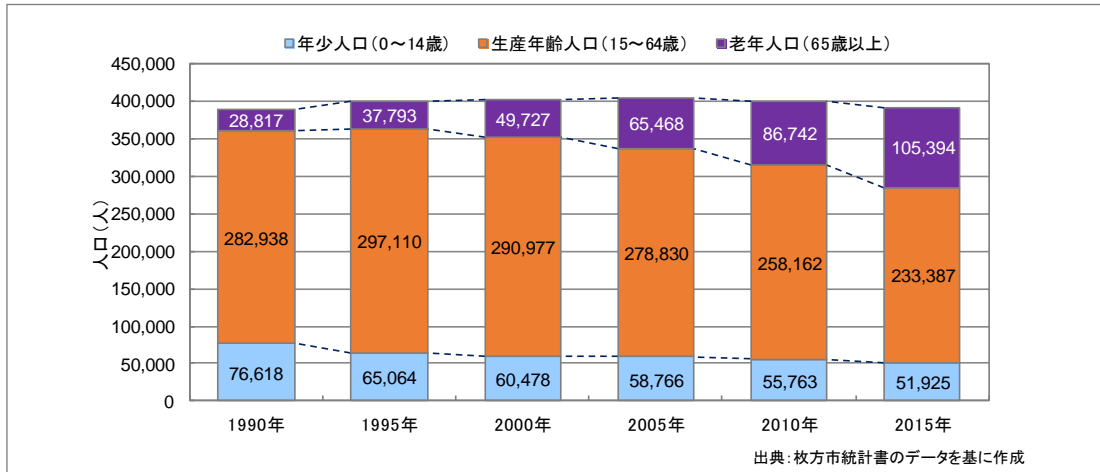


図 7.3 年齢3区分別人口の推移

〔2〕土地利用動向

2015（平成27）年の住宅地を含む市街地等は44.1%を占めており、2000（平成12）年から15年間で3.0%増加しています。一方、田畑・山林等については、2.7%減少しています。また、土地利用のうち、田畑に相当する経営耕地面積の推移をみると、2015（平成27）年の耕地面積は1990（平成2）年と比較して約37%減少し、農家数も567戸減少しています。

市域の市街地等は、市域の西側に多く分布しています。商業業務の土地利用は駅周辺を中心に分布し、工業地の土地利用は幹線道路等に隣接して分布しています。

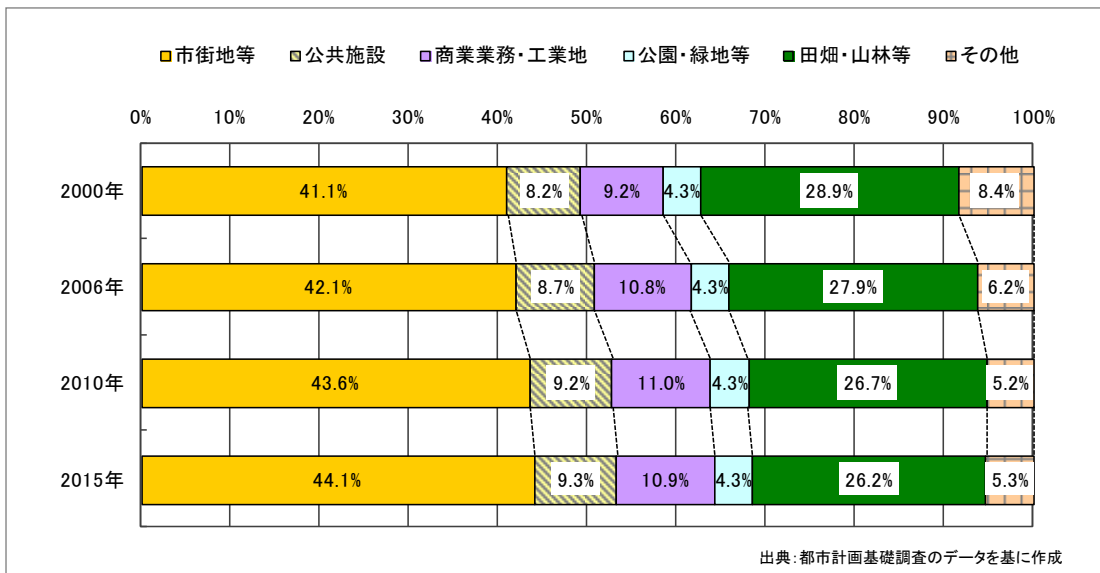


図 7.4 土地利用の推移

[3] 年平均気温の推移

市内の年平均気温は上昇傾向となっています。

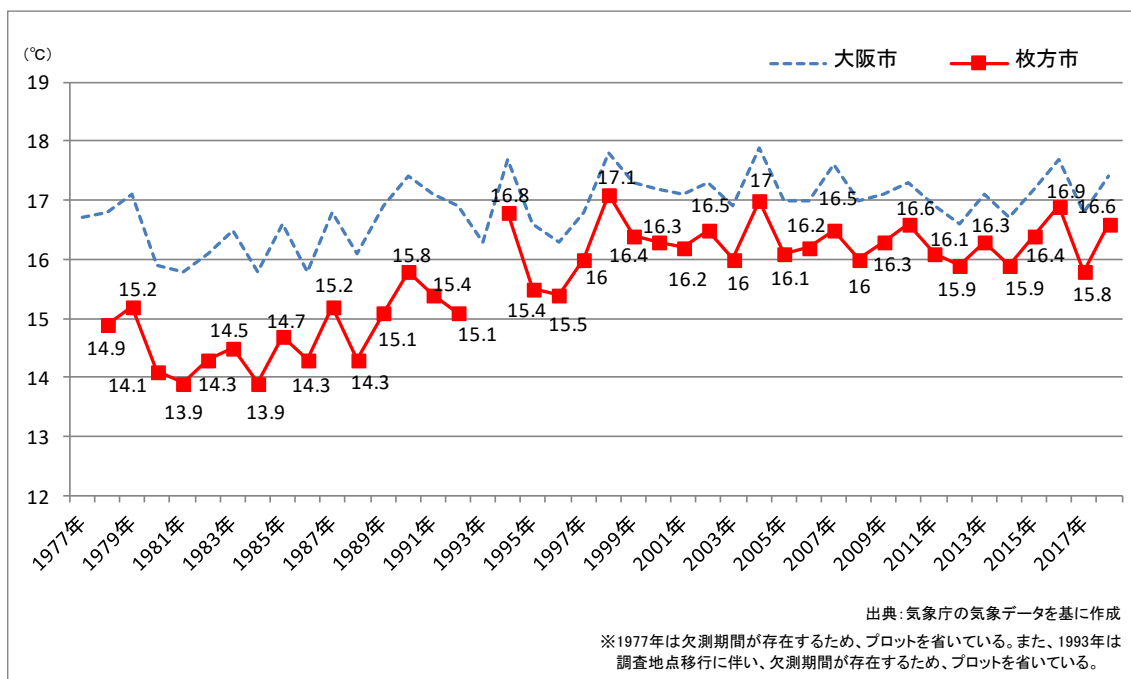


図 7.5 年平均気温の推移

7.8. 市民・事業者アンケート及び市内高校生ワークショップ結果について

〔1〕市民アンケート結果

<実施概要>

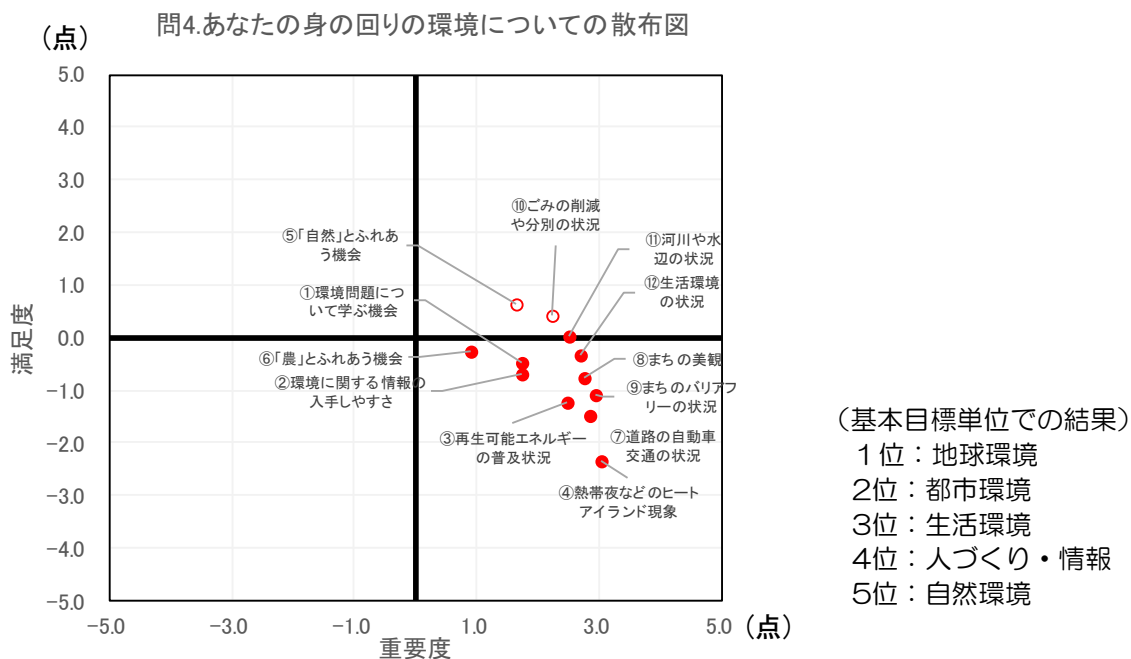
調査対象	市内にお住まいの18歳以上の市民3,000人		
実施時期	2019年7月26日～2019年8月9日		
配布回収数	配布数 [3,000]	回収数 [886]	回収率 [29.5%]

<基本目標の優先順位について>

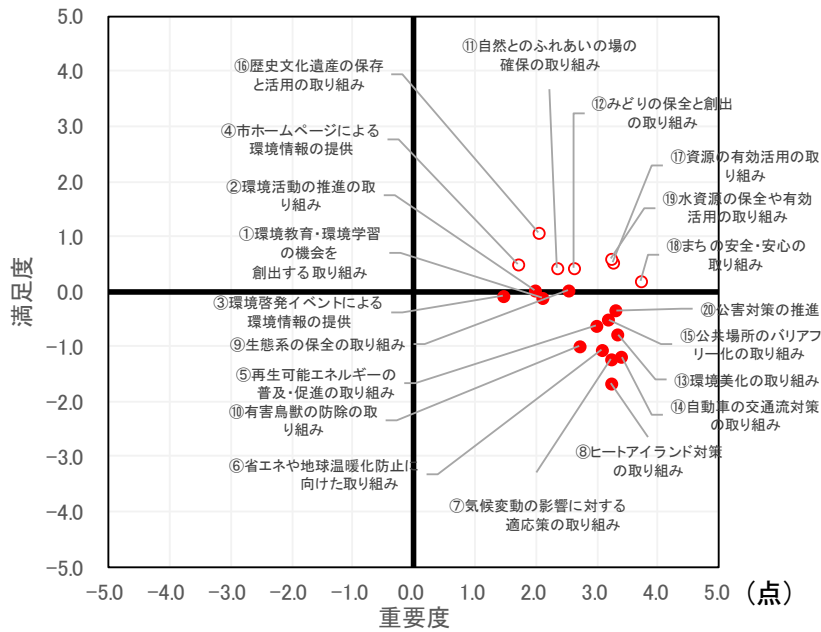
市民アンケートの問4、問5の結果からは、環境の現状や市の環境施策に関して、「地球環境」や「都市環境」に関する事項で重要度と満足度の差が大きく、この分野について、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられます。

<基本施策や施策の方向性に盛り込むべき事項について>

市民アンケートの問4、問5の結果からは、「ヒートアイランド対策の取り組み」や「自動車の交通流対策の取り組み」「気候変動の影響に対する適応策の取り組み」「省エネや地球温暖化防止に向けた取り組み」「環境美化の取り組み」が比較的、重要度と満足度の差が大きく、「地球環境」に関する項目とともに日常生活に直結した分野への関心度が高いことがわかりました。このため、「地球環境」の分野とともに、都市としての交通利便性やまちの美観などについて、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられます。



問5.枚方市の環境の取り組みについての散布図



(基本目標単位での結果)

- 1位：地球環境
- 2位：都市環境
- 3位：生活環境
- 4位：自然環境
- 5位：人づくり・情報

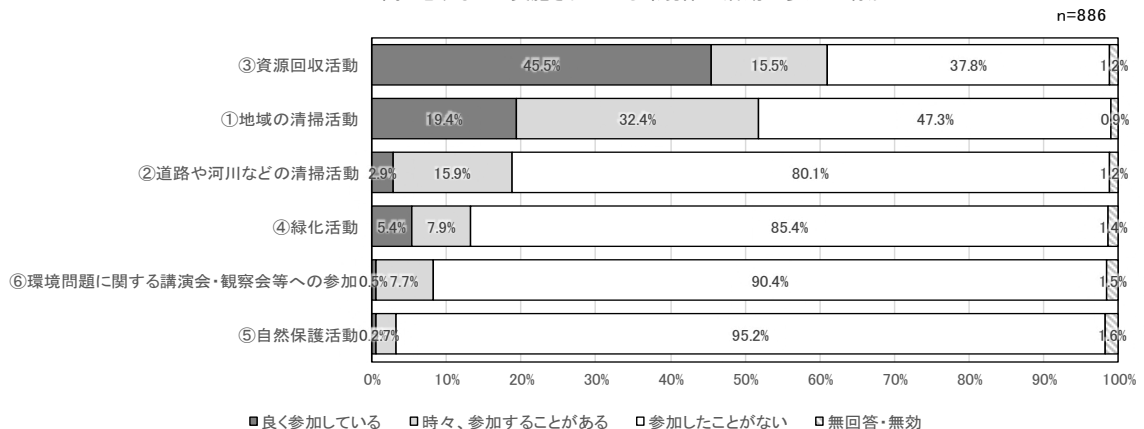
<市民の環境保全活動の促進のための施策の方向性について>

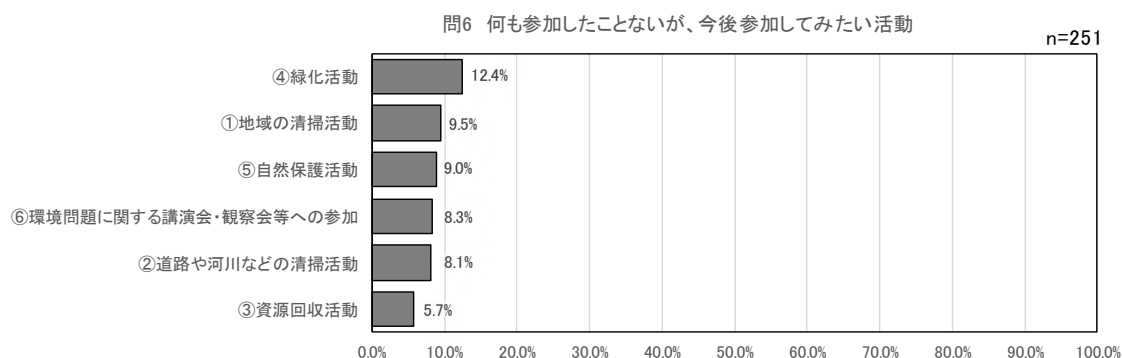
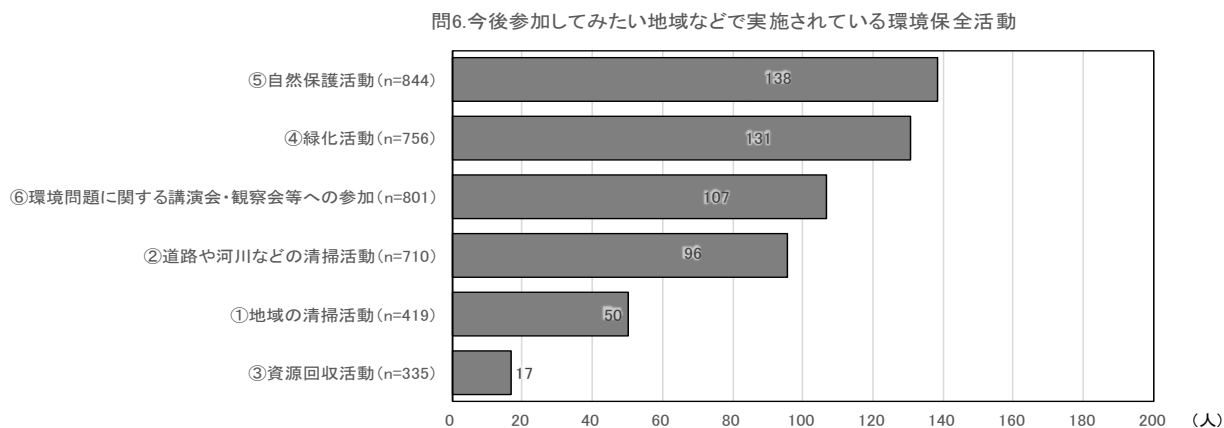
市民アンケート「問6 地域で実施されている環境保全活動」の結果からは、よく参加している、もしくは時々参加することがある環境保全活動は、「資源回収活動」、「地域の清掃活動」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、こうした環境保全活動の場を継続して、創出することが求められています。

また、参加したことがない環境保全活動のうち、「今後、参加してみたい」活動は、「自然保護活動」「緑化活動」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、「自然環境」の分野において、市民の環境保全活動の促進のための施策を充実していく必要があると考えられます。

環境保全活動に全く参加したことがない人（全体の29.0%）のうち、23.1%の人が今後参加してみたい活動を選択しており、「緑化活動」「地域の清掃活動」「自然保護活動」の順で多くなっています。こうした活動の場を創出することで、環境保全活動に参加する方の拡大につなげていく必要があると考えられます。

問6.地域などで実施されている環境保全活動の参加の有無



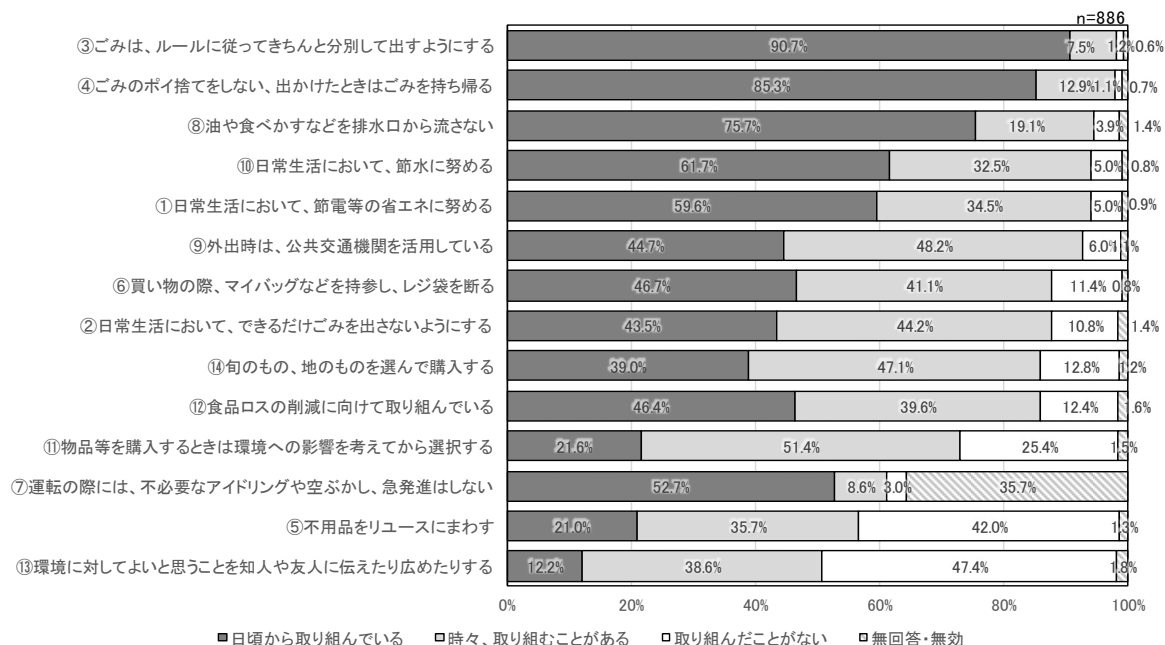


市民アンケート「問7 日常的に実施している環境保全の行動」の結果からは、9割以上の市民がごみはルールに従ってきちんと分別していることがわかりました。また「ごみのポイ捨てをしない（85.3%）」「油や食べかすなどを排水口から流さない（75.7%）」などについても、多くの市民が日ごろから取り組んでおられることがわかりました。

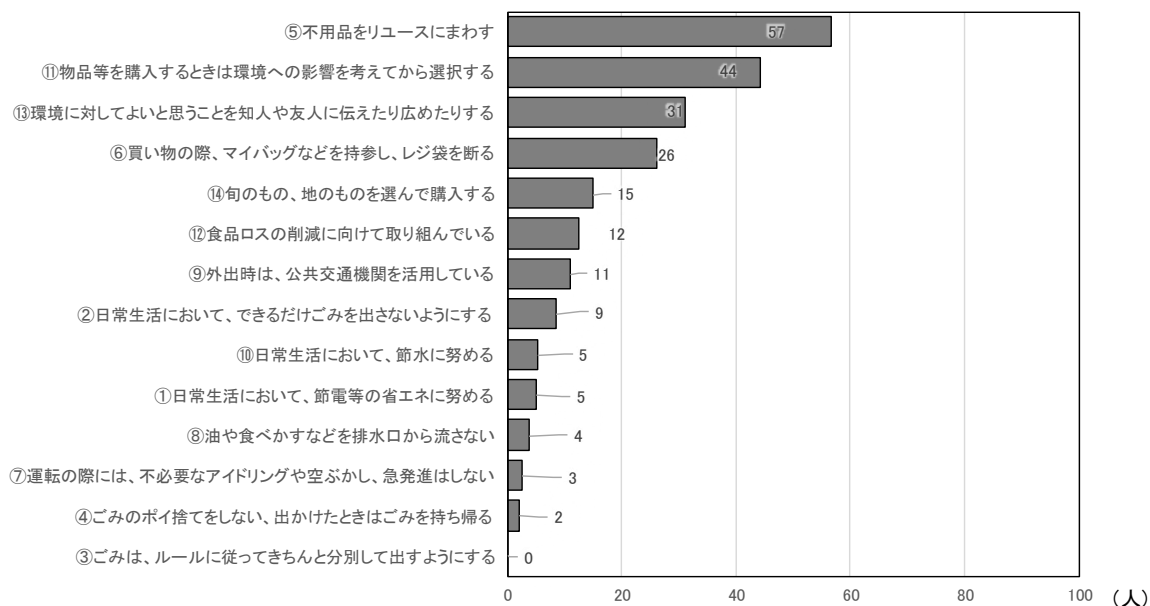
一方で、「環境に対してよいと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする」「不用品をリユースにまわす」「物品等を購入するときには環境への影響を考えてから選択する」については、日常的に取り組んでいる市民が少なく、今後、取り組んでみたいと考えている人が多いことから、今後は、リユースやグリーン購入といった分野を中心に環境教育・学習や情報提供を行っていく必要があると考えられます。

また、枚方市民の環境保全行動に取り組んでいる人の割合は、全国平均と比較して高くなっており、今後も環境保全行動を促進していく必要があると考えられます。

問7.あなたが日常的に行っている環境保全の行動の取り組みの有無



問7.今後取り組んでみたい環境保全の行動



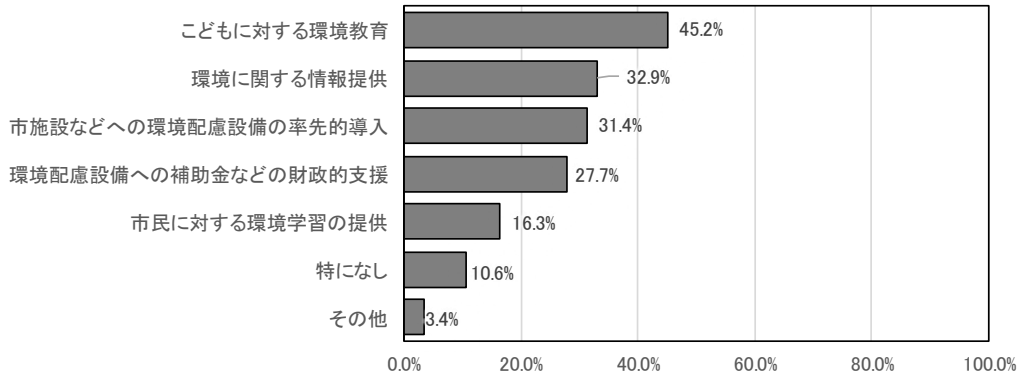
<重点的に取り組むべき施策について>

市民アンケート「問8 枚方市に期待する環境保全施策」の結果からは、市に期待する環境保全施策については、「子どもに対する環境教育（45.2%）」「環境に関する情報提供（32.9%）」「市施設などへの環境配慮設備の率先的導入（31.4%）」の順で多いことがわかりました。

第3次環境基本計画では、市の施策として、環境教育・学習の場の創出や環境情報の積極的な提供、市施設への環境関連設備の率先導入を位置付けていく必要があると考えられます。

問8.行政に期待する環境保全施策

n=886



<環境情報の提供手法について>

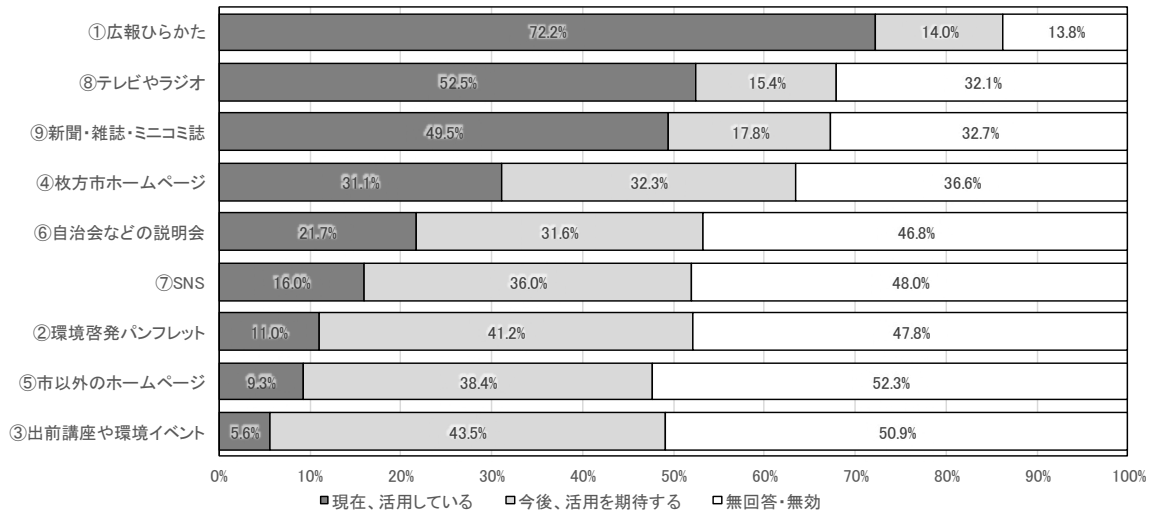
市民アンケート「問9 環境に関する情報の取得方法」の結果からは、「環境」に関する情報を取得する手法は、「広報ひらかた（72.2%）」「テレビやラジオ（52.5%）」「新聞・雑誌・ミニコミ誌（49.5%）」の順で多いことがわかりました。

また、今後活用を期待する手法は、「出前講座や環境イベント（43.5%）」「環境啓発パンフレット（41.2%）」の順で多いことがわかりました。

今後は、引き続き、広報ひらかたやFMひらかたなどを活用した情報提供を行うとともに、出前講座や環境イベントの機会の拡大、環境啓発パンフレットを活用した環境情報の提供を積極的に行っていく必要があると考えられます。

問9.「環境」に関する情報を取得しやすい手法

n=886

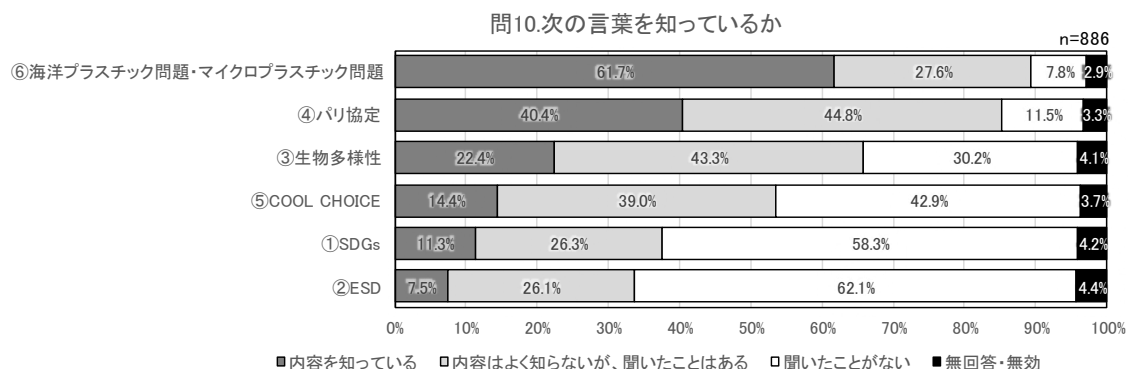


<新しい環境問題の認知度>

市民アンケート「問10 環境問題の認知度」の結果からは、新しい環境問題の認知度について、「海洋プラスチック問題・マイクロプラスチック問題」の認知度は、「内容を知

っている」、「聞いたことがある」を合わせると89.3%となっていますが、「SDGs」に関しては、37.6%であることがわかりました。

今後は、「SDGs」の認知度を上昇させるため、使い捨てプラスチックごみのポイ捨て防止の取り組みなどを通して、こうした取り組みが「SDGs」の目標達成につながっていくことを周知・啓発していく必要があると考えられます。

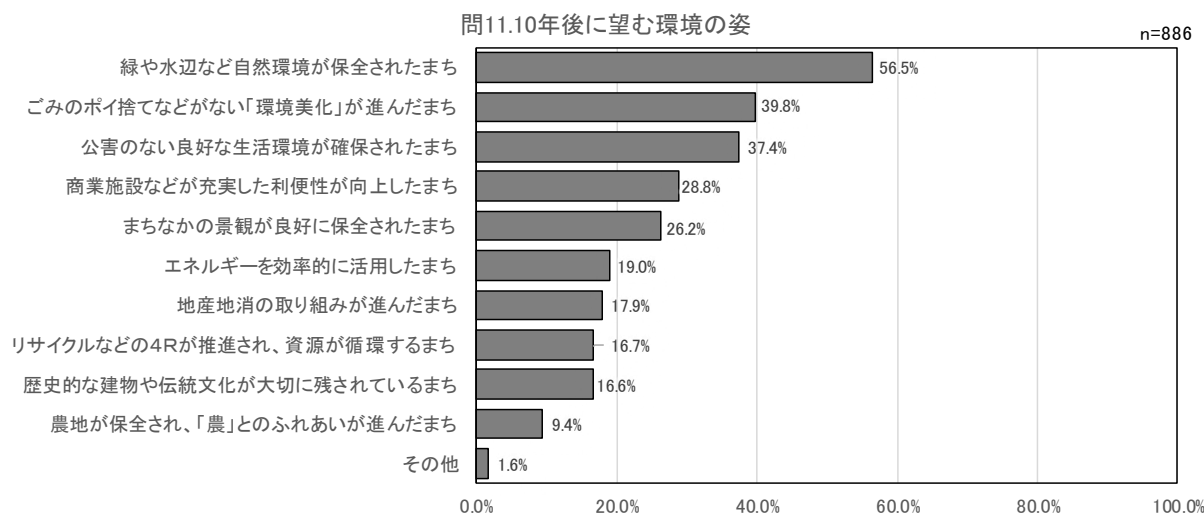


<枚方市の環境の10年後、30年後の望ましい姿について>

市民アンケート「問11 枚方市の環境の将来の望ましい姿」の結果からは、10年後の望ましい環境の姿については、「緑や水辺など自然環境が保全されたまち（56.5%）」「ごみのポイ捨てなどがなく環境美化が進んだまち（39.8%）」「公害のない良好な生活環境が確保されたまち（37.4%）」の順となりました。

枚方市の環境の10年後の望ましい姿について、自然環境と都市環境の保全などのバランスを重視する意見が多いことがわかりました。

30年後の望ましい環境の姿については、様々な環境のバランスを重視する意見が多く、また、分野としては、10年後の望ましい環境の姿と比較して大きな変化はありませんでした。



〔2〕事業者アンケート結果

<実施概要>

調査対象	市内の事業所200社
実施時期	2019年7月26日～2019年8月9日
配布回収数	配布数 [200] 回収数 [64] 回収率 [32.0%]

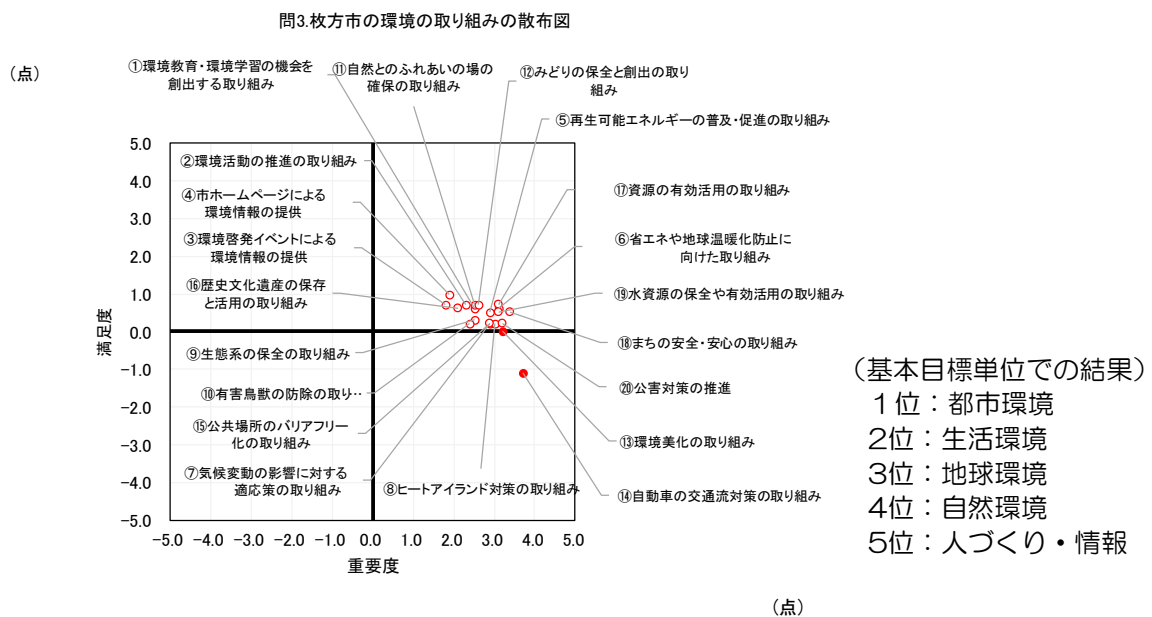
<基本目標の優先順位について>

事業者アンケートの問3の結果からは、環境の現状や市の環境施策に関して、「都市環境」「生活環境」「地球環境」の順で、重要度と満足度の差が大きく、この分野について、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられます。

また、事業者アンケートでは、市民アンケート結果とは異なり、「生活環境」に関する分野の重要度が高い傾向となりました。

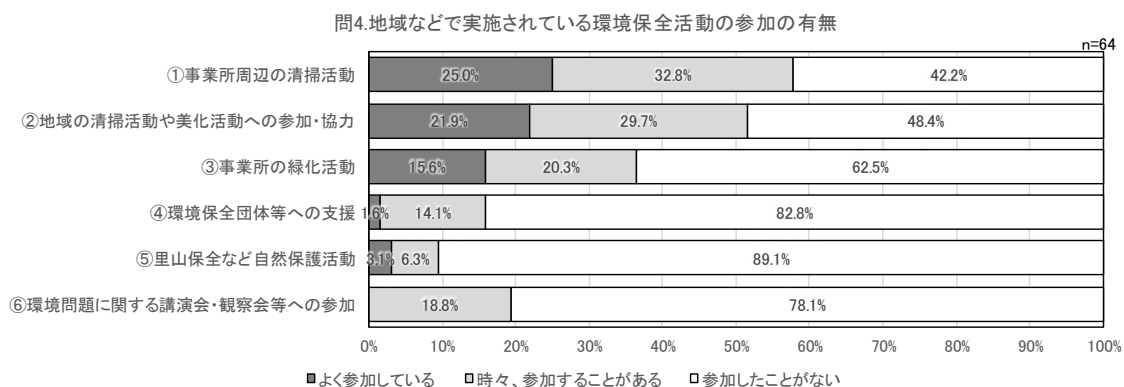
<基本施策や施策の方向性に盛り込むべき事項について>

事業者アンケートの問3の結果からは、「自動車の交通流対策の取り組み」が特に、重要度と満足度の差が大きく、この分野について第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられます。

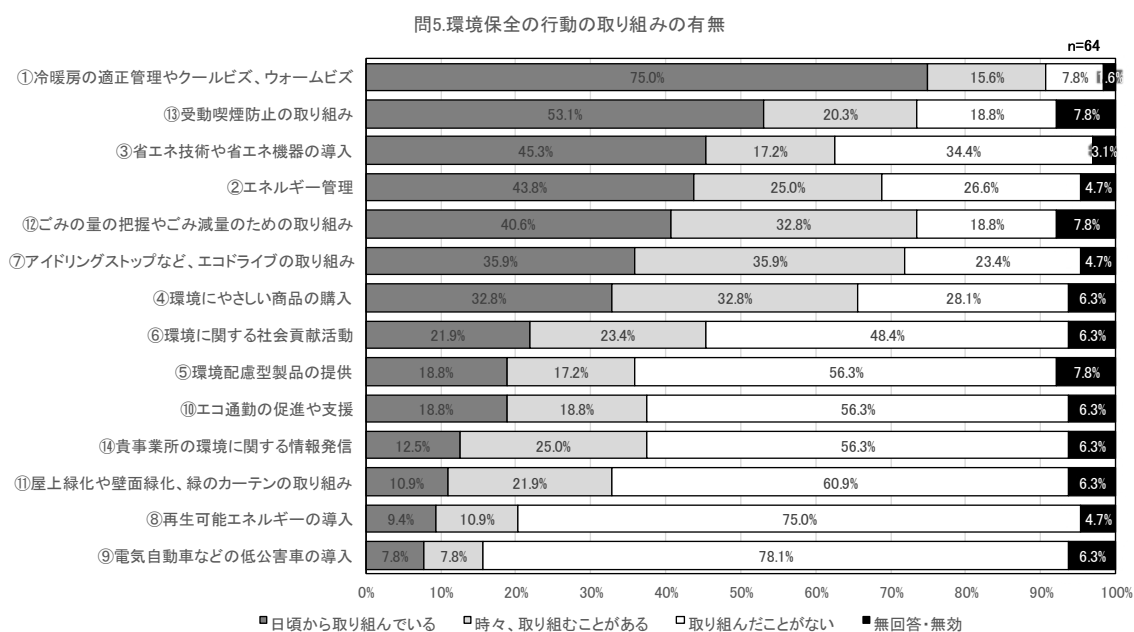


<事業者の環境保全活動の促進のための施策の方向性について>

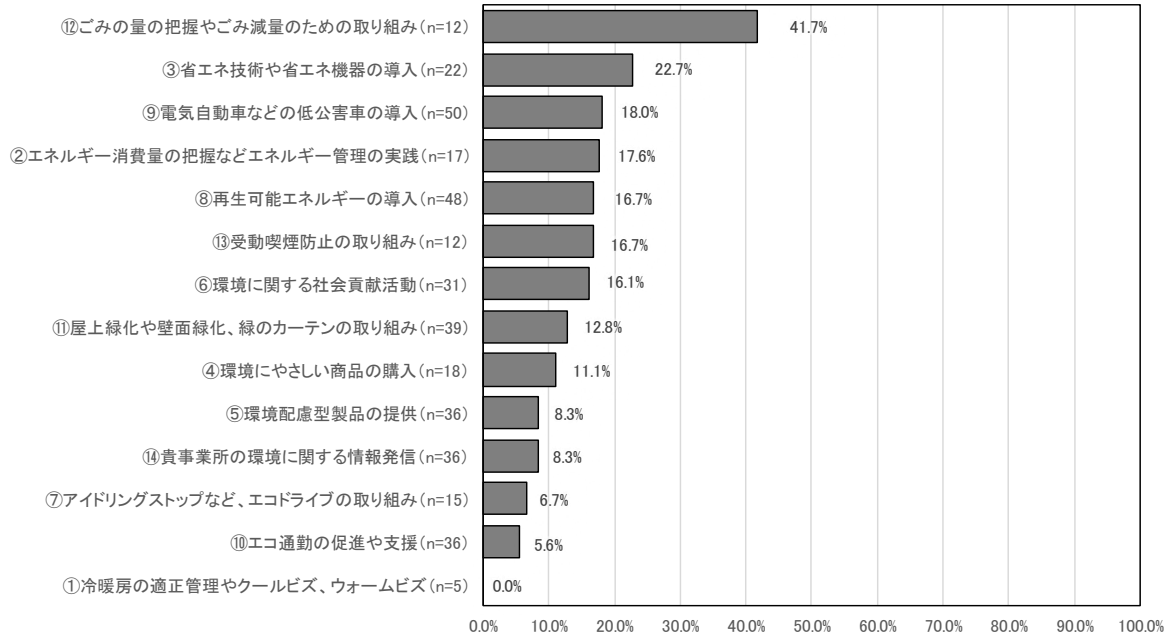
事業者アンケート「問4 事業者による環境保全活動」の結果からは、良く参加している、もしくは時々参加することがある環境保全活動は、「事業所周辺の清掃活動(57.8%)」、「地域の清掃活動や美化活動への参加・協力(51.6%)」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、こうした環境保全活動の場を継続して、創出することが求められています。



事業者アンケート「問5 事業者による環境保全の行動」の結果からは、日常的に取り組まれている事業者による環境保全行動は、「冷暖房の適正管理やクールビズ・ウォームビズ(75.0%)」「受動喫煙防止の取り組み(53.1%)」「省エネ技術や省エネ機器の導入(45.3%)」の順であることがわかりました。また、今後取り組んでみたい環境保全行動は、「ごみの量の把握やごみ減量のための取り組み(41.7%)」「省エネ技術や省エネ機器の導入(22.7%)」「電気自動車などの低公害車の導入(18.0%)」の順となりました。今後は、ごみの量の把握やごみ減量のための取り組みへの支援が必要であると考えられます。



問5.今後取り組んでみたい環境保全行動



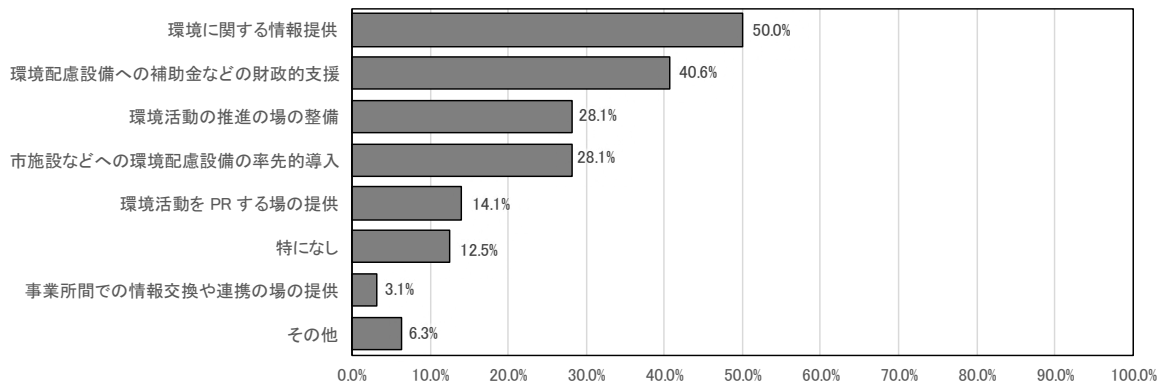
<重点的に取り組むべき施策について>

事業者アンケート「問6 市に期待する環境保全施策」の結果からは、市に期待する環境保全施策については、「環境に関する情報提供（50.0%）」「環境配慮設備への補助金などの財政的支援（40.6%）」の順で多いことがわかりました。

第3次環境基本計画では、市の施策として、環境情報の積極的な提供や環境配慮設備の導入支援が必要であると考えられます。

問6.行政に期待する環境保全施策

n=64

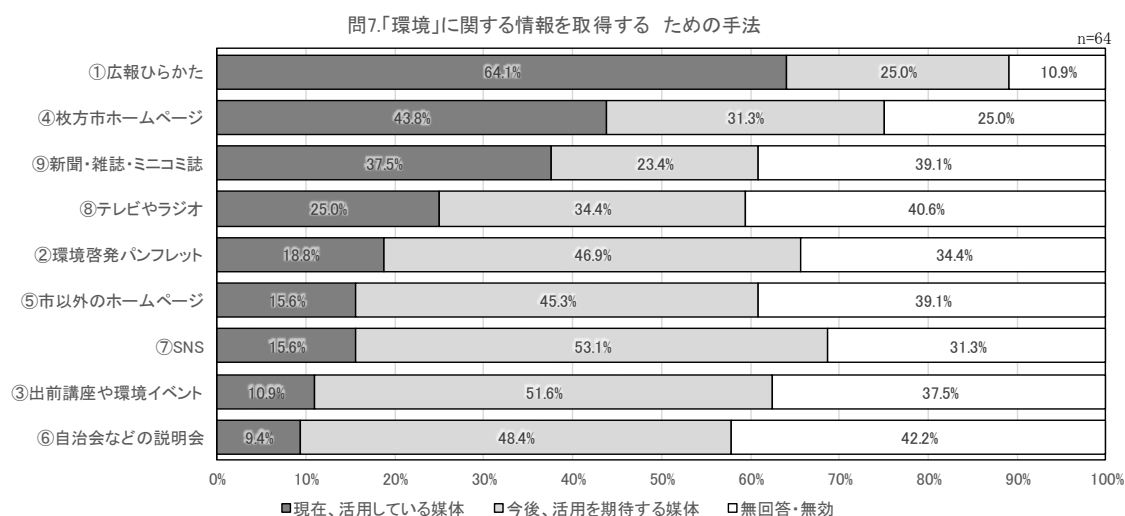


<環境情報の提供手法について>

事業者アンケート「問7 環境に関する情報の取得方法」の結果からは、「環境」に関する情報を取得する手法は、「広報ひらかた（64.1%）」「枚方市ホームページ（43.8%）」「新聞・雑誌・ミニコミ誌（37.5%）」の順で多いことがわかりました。

また、今後活用を期待する手法は、「SNS（53.1%）」「出前講座や環境イベント（51.6%）」の順で多いことがわかりました。

今後は、引き続き、広報ひらかたや枚方市ホームページなどを活用した情報提供を行うとともに、出前講座や環境イベントの機会の拡大を行っていく必要があると考えられます。



[3] 市内高校生ワークショップ結果

<実施概要>

参加校	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立枚方高等学校 ・大阪府立枚方なぎさ高等学校 ・大阪府立長尾高等学校 ・東海大学付属大阪仰星高等学校
実施日	2019年9月21日（土）13：00～15：45
ファシリテーター	大阪産業大学大学院 人間環境学専攻 教授

<結果の概要>

- 「関心のある環境問題や枚方の環境について思うこと」
 - ・ 関心のある環境問題としては、マイクロプラスチックなどの海洋汚染の問題、外来生物の増加や森林破壊などの自然環境に関する問題、地球温暖化による海面上昇などといった地球規模の環境問題に関する意見も出されましたが、枚方市の暑さ、アライグマなどの外来生物の増加や市域の自然環境の状況など身近な自然環境の変化、まちなかのごみのポイ捨てなど、これまでの生活経験に基づいた意見が多く見られました。
 - ・ 枚方の環境について思うことについては、川の水が綺麗、ホテルがいる、たくさんの人が環境を大切にしようとしているなどといった枚方の環境で良いと感じることも意見として出されましたが、公園でのハトや野良猫への餌やり、焼き畑での煙、お祭りごみや河川のごみ、国道1号線の交通量の多さ、公共交通機関の本数を多くしてほしいなど、改善してほしいと感じることについての意見が多く見られました。
- 「将来、住み続けたい枚方の環境」
 - ・ 外来生物を減少させて在来生物を増やしていくことや緑の保全、まちなかの緑化など、人と自然が共存できる自然環境が確保されたまちを望む意見が多くありましたが、これにあわせて、快適な気温とともに、公共交通機関の充実、まちなかのきれいさなど、都市環境の利便性・快適性を求める意見が多く得られました。
 - ・ 交通安全のために信号機を増やして欲しい、条例などに縛られずあそべる公園が欲しい、自然が豊かな場所があって欲しい、ポイ捨てがなくきれいなまちであって欲しいなど身近な生活環境が確保されたまちを望む意見も多く見られました。
- 「自分たちにできること」
 - ・ まずは自分たちの身の回りということで、ポイ捨てはしない、ごみは分別する、ごみ拾い活動への参加、レジ袋を断るといったゴミに関する活動が非常に多くあげられました。他にも節電に取り組む、打ち水をする、ジャンボタニシなどの外来種を見かけたら駆除するといった意見もありました。
 - ・ 枚方の環境について自主的に学ぶだけでなく、環境に関することをいろんな人たちと情報共有することで、環境に興味を持ってもらうといった、人材育成に関する意見も得られました。

今後を担っていく若年層は、将来の枚方市の環境について、豊かな自然環境を確保していくことと同時に、利便性の高い都市環境やポイ捨てのないきれいなまちにしていきたいと考えていることがわかりました。